

**大田区長 松原忠義様**

# **2017年度予算編成に関する要望書**

(大田区・大田区教育委員会からの回答つき)

**2016年11月28日**

**日本共産党大田地区委員会**

**日本共産党大田区議団**



# も く じ

一. 区民の命と財産を守る防災対策のために .....	3
二. 震災復興、原発事故から区民の命と健康を守るために .....	8
三. 不況を打開し、地域経済を守り、区内商工業の営業と働く人の生活を守るために .....	9
四. 区民の暮らしと健康を守るために .....	15
五. 尊厳ある生をまっとうするための介護保険に .....	24
六. 子育て支援・高齢者・障害者福祉のために .....	28
子育て支援のために——保育園に関係すること .....	28
子育て支援のために——学童保育・児童館に関する事	34
子育て支援のために——その他 .....	35
高齢者福祉の充実のために .....	37
障害者福祉の充実のために .....	39
七. 人命尊重・環境にやさしいまちづくりのために .....	45
建築行政の拡充と対策 .....	45
環境保全対策 .....	46
八. 教育、文化、スポーツの振興 .....	50
九. 住民参加の区政運営と非核平和事業 .....	57
十. 区民が利用しやすい施設について .....	58
十一. 不要不急の大規模開発計画をやめ、区民のための施策に転換を .....	60
十二. その他 .....	60

2017年度（平成29年度）大田区予算編成に関して要望いたします。

日本共産党区議団は、区内各団体との懇談、実態調査で寄せられた多くの区民の声を踏まえ、予算要望を検討し提出するものです。

安倍政権の経済政策「アベノミクス」が始まって4年になりますが、その行き詰まりと破たんは明瞭です。「世界で一番企業が活躍しやすい国」をめざすという掛け声のもと、日銀の「異次元金融緩和」や3年間で4兆円もの企業減税によって、大企業は3年連続で「史上最高益」を更新し、大株主など富裕層にも巨額の富がもたらされました。

しかし、労働者の実質賃金は3年のうちに、年額で17.5万円も減り、家計消費は実質13ヶ月連続で対前年比マイナスとなっています。日銀の「異次元金融緩和」も実体経済には全く効果がなく、副作用だけが拡大し、事実上の政策変更を余儀なくされました。

さらに重大なことは、「アベノミクス」が、格差と貧困をいっそう拡大し、社会と経済の危機をさらに深刻にしていることです。自民党政権のもとで、とりわけ1990年代後半以降、新自由主義的な経済政策が強行されたことにより、所得、資産など、あらゆる分野で格差と貧困が広がり、日本の経済と社会の大問題となっています。

いま区民の実態は、一昨年4月からの消費税8%への引き上げで暮らしと営業は深刻です。さらに国民健康保険料の値上げ、年金給付は毎年減額、異常な円安による物価高騰が襲っています。区に対する国保料への1万件以上の問い合わせや怒りの声など、多くの区民から悲鳴の声が上がっています。生活保護受給者が13,555世帯16,729人（今年9月末現在）、就学援助は小学生5,284人（18.4%）、中学生3,105人（27.9%）（今年4月末現在）、区の取り立て強化の中でも国保滞納40,572世帯、短期証発行3,109世帯、資格証明書発行654世帯（今年7月末現在）と深刻です。特養ホームの待機者は1,275人（今年9月末現在）、4月からの認可保育園に申し込んで入れなかった児童数は2次不承諾数で1,884人となっています。

日本一と言われた高度な技術のものづくり集積地の大田区でしたが、最高で約9,000社あった区内中小工場は、大企業の横暴と海外進出・産業空洞化、バブル崩壊やリーマンショックなどで、2年前の調査では3,481社となっています。倒産・廃業が依然として後を断たず、2015年度は前年度から大幅に増え倒産件数は多少増えて95件なもの、従業員数は7倍の2,689人、負債額は5倍の906億8,500万円です。

区民の所得からみても、納税者の平均で2015年度営業所得は411万6千円（前年より7万3千円増）、給与所得は391万4千円（前年より5万6千円増）となっていますが、消費税増税分にも追いつかず、ものづくりのまち大田区の中小企業経営者や勤労者が一段と厳しい環境にあることが表れています。

しかしこの間、大田区政は、区民生活を支えてきたあらゆる分野の施策を縮小・廃止し、受益者負担を理由に、施設使用料、保育料の値上げを進めてきました。また、新年度の予算編成方針でも「将来を見据え、区民目線に立った事業の見直しや再構築を行うことによる『選択と集中』を強化する必要がある」とし、引続き進めようとしています。また、公共施設適正配置方針で、今後45年間で公共施設を1割程度削減する計画や、新たな財源確保で土地の売却も掲げ進めようとしています。

一方で、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、「国際都市おおた」をめざすとして、JR蒲田・大森駅周辺再開発、京急蒲田・糀谷・雑色駅前再開発と羽田空港跡地のまちづくり計画、新空港線「蒲蒲線」などのために、区税投入と基金積立を進め、大規模開発に拍車をかけています。

いまこそ、「住民の暮らしと福祉を守る」という地方自治体の原点に立った予算編成に改めることが求められています。

日本共産党区議団は、これら安倍暴走政治と対決し、野党や区民との共同を広げて、地域・職場にも憲法が生かされる社会をめざしてがんばりぬく決意です。

また、大企業・ゼネコン奉仕の不要不急な大規模開発ではなく、保育園待機児ゼロ、特養ホーム待機者ゼロ、75歳以上の高齢者医療費ゼロ等をはじめ、区民のいのち・暮らし、営業を守るために、予算の重点を切り替えるよう求めます。

2017年度予算編成にあたり以下の項目の実現を強く要望するものです。速やかな回答を求めます。

予算要望	350 項目
★ 重点	35 項目
☆ 新規	55 項目

(回答部)

の枠内は、大田区・区教委からの回答です（原文ママ）。

回答は2017年4月18日受領。

## 一. 区民の命と財産を守る防災対策のために

- ★ 1. 区の防災計画は、自助を優先するのではなく、公助の立場に立つこと。東日本大震災や熊本地震などの教訓から、現在の最新の知見から考えられる最悪の想定 of 立場にたった抜本的な見直しを早期に行うこと。

(総務部) 大規模災害時には、区民はもとより区役所及びその職員も被災者となることから、災害対策における「自助」及び「共助」の取組みは重要であり、そのことは過去の災害事例でも明らかです。

また、大田区地域防災計画は、「自助」「共助」「公助」の連携を図り、区の地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策を実施することとしております。

なお、現行の地域防災計画は、大田区において想定される最も大きな被害規模に基づいて策定していると認識しています。

- 2. 防災計画は、災害時要援護者の意見・要望を十分にとり入れ、それぞれに応じて具体化すること。

(総務部) 要配慮者(法改正により名称変更)対策については、担当する各部と連携して地域防災計画への反映を進めてまいります。

- 3. 津波避難ビル協定は、臨海部・河川周辺地域は不十分である。引き続き取組みを強めること。また、液状化に備えた土壌改良などについては、補助金の創設等、具体的な施策を早急に取り組むこと。協定のできた避難ビルを関係者周囲に周知すること。

(総務部、まちづくり推進部) 都が津波の被害想定を発表した平成 24 年度から大田区では津波避難ビル指定の取組みを始めてきました。平成 26 年度までに、臨海部及び多摩川沿岸部付近の区立小中学校(39 校)や区営住宅(14 住宅)、都営住宅(全住宅)等公共施設を中心に、協定を締結した民間施設も含め、合計 134 の施設を指定しており、大田区地域防災計画(資料編)や大田区津浪ハザードマップにおいて公表しております。津波による浸水想定地区では、概ね 400m 圏内に 1 か所以上の避難施設を指定済みで、避難者の収容に必要な面積も確保しているものと考えておりますが、引き続き一時避難施設の確保に努めてまいります。

また、地盤の液状化対策は、建物を設計する際に個々の地盤状況や建物の規模などに応じて設計士や建主の責任において対策していただくものと考えております。そのため、区民の皆様にも、その土地が液状化の可能性のあるかなどの情報を広く公表し相談に応じております。

- 4. 呑川護岸の耐震整備が行われているが、4 水門の整備を 2020 年までとしている東京都の計画が前倒しで進むよう、都に働きかけること。

(都市基盤整備部) 4 水門の整備につきましては、既に平成 25 年度から南前堀の防潮堤工事に着手し、現在は、貴船堀、旧呑川の防潮堤の工事が進められているところです。残る北前堀につきましても、東京都から、引き続き設計を進め早期に工事に着手していく予定と連絡を受けております。

- ★ 5. 公共施設の耐震工事は、2015 年度の耐震診断の結果に基づき計画を作り、保育園や児童館、図書館などは最優先で行うこと。

(企画経営部) 公共施設の耐震診断につきましては、既に完了しております。診断の結果、補強等改修が必要な施設につきましては、公共施設整備計画に基づき順次耐震補強工事を進めて

まいります。

6. 区の2020年までの耐震化率95%を早めること。区内7万棟ある旧耐震基準の建築物の耐震化は優先課題である。熊本地震では震度7の大地震が連続して発生し、新耐震基準の建物が倒壊した。民間住宅への耐震診断・耐震改修工事に際して、耐震等級1にとどまらず、耐震等級3まで進むよう拡充と区民への普及や広報を強めること。また、高齢者・障害者世帯には個人の資産形成という制限ではなく、人命尊重の立場から全額補助すること。また、部分改修も助成対象にすること。耐震シェルター・耐震ベッド設置は全額助成とし、広報をすること。

(まちづくり推進部) 首都直下型地震の際に家屋の倒壊を防ぐには、部分改修ではなく現行の耐震基準である耐震等級1を満たすことが重要であり、これを助成条件としています。

そのうえで、耐震基準の1.5倍の強度である耐震等級3まで補強する工事も助成対象としており、申請者の意向も踏まえ改修内容を選択できる制度としています。耐震化助成制度は、住宅等一定の条件を満たす建物の改修費用の一部を助成しています。一方で民間住宅の改修工事は、個人資産の形成に資する面もあることからバランスをとった設定としています。

また、建物全体の耐震改修を行う事が困難な高齢者や障がい者に対しての耐震シェルター・ベッド設置助成は、平成28年度から、所得に関わらず全ての高齢者等が利用できるように助成対象を拡大しました。

様々な助成制度をニーズにあわせて紹介し、利用につなげていくことで命をまもる防災対策等を進めてまいります。

- ☆ 7. 分譲マンションの耐震診断・耐震改修工事は、住民の合意が必要となるため、区が丁寧に相談にのりながら進めること。

(まちづくり推進部) 区分所有者間の合意形成が難しい分譲マンションについては、アドバイザー派遣制度を見直し、現地調査により、建物や設備の劣化状況などの安全性に関して実態に即したアドバイスを行う制度に平成28年度から拡充しました。引き続き、拡充したアドバイザー派遣制度を積極的に普及啓発していくことで分譲マンションの耐震化を進めてまいります。

8. 全ての高齢者、障害者、ひとり親世帯を家具転倒防止器具助成対象にすること。

(総務部) 家具転倒防止器具の支給及び取り付けについて、自らの生命は自身が守る自助の観点から、区民が各自で対応する防災対策であると考えております。

ただし、自分で取り付けが困難な高齢者や障がいのある方に対しては、所得の上限を設けた上で、区が家具転倒防止器具の支給及び取り付けを実施しております。引き続き家具転倒防止の重要性を啓発するとともに、この取付事業の利用率の向上を図ってまいります。

9. 全ての高齢者、障害者、ひとり親世帯への火災警報器設置の助成をすること。

(総務部) 火災警報器の設置につきましては、平成22年4月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、区民が自主的に設置するものと考えております。

区では、住宅用火災警報器の設置が進むよう、大田区商店街連合会と連携して、あっせん事業で啓発・促進しております。平成28年度は、防災フェアであっせんコーナーの設置を行ったほか、防災用品の備えのさらなる周知のため、町会向けの回覧板のチラシの回数を増やすことで啓発を行いました。今後も、設置促進のため、区民の皆様に対して普及啓発をしてまいります。

10. 通電火災防止のため、感震ブレーカーの設置助成制度を新設すること。

(総務部) 感震ブレイカーについては、区民が自主的に設置するものと考えており、このため、平成 27 年 1 月から大田区商店街連合会による防災用品のあっせん商品に取り入れました。また、平成 29 年からは、従来の簡易タイプのほか、コンセントタイプについてもあっせん品に加えることで、各家庭の状況に応じた設置ができるよう、ホームページやチラシも活用し、周知を行っております。

11. 駅、商店街、大店舗等、区民が多数利用する場所・施設での防災教育と訓練を充実させること。防災意識向上のための施策を進めること。

(総務部) 区では、商店街のイベントや事業所にて、職員が出向した防災訓練の指導や防災講話を実施しております。9 月 1 日の「命を守る 3 動作の訓練」では、多くの商店街や企業にも参加をいただいております。また、法人会等において、出前型防災講話の制度紹介等を実施しております。災害時の被害を軽減するためにも、今後もこれらの取組みを継続してまいります。

12. ゲリラ豪雨による浸水被害の防止策を促進し、被害住民への救済措置は迅速に行うこと。ゲリラ豪雨の発生が予想される地域には防災無線や広報車も活用するなど、住民・区民に情報提供を徹底すること。また防水板設置と半地下住宅へのポンプ購入に助成すること。浸水地域については、下水道は毎時 75mm の降雨量への対応では不十分なので、早急に毎時 100mm の降雨量に対応するよう都に求めること。

(総務部、都市基盤整備部) 区では、ゲリラ豪雨や台風等により、浸水被害が発生した地域については、速やかに現地調査を実施し、消毒液の配布や見舞金支給手続きの説明などの迅速な対応をしております。また、区民への注意喚起として、大雨警報等が発表された場合などに、区のホームページや安全・安心メール、ツイッターなどを通じて、いち早くお知らせするよう努めております。半地下住宅等への浸水防止対策としては、平成 26 年度から、18 特別出張所管内に「土のう置場」を 21 か所設置し、区のホームページやチラシなどで PRするとともに、これに加え、平成 27 年度から区の防災用品のあっせんに「簡易水のう」を追加し、防災講話や防災訓練などの場で、普及啓発を行っております。

また、東京都下水道局では、浸水被害が発生した上池台地区を時間 75 ミリの降雨に対応できる対策地区に指定し、浸水対策を進めております。

近年頻発する局所的な集中豪雨を踏まえ、区では、今後も継続して、区民への普及啓発に努めるとともに、東京都には各種会議体を通じて、浸水被害軽減のための治水対策を求めてまいります。

13. がけ崩れなど災害から区民の命を守るため、区が危険とみなすがけ 70 か所は、がけ等整備工事助成制度の拡充をし、整備すること。区が行ったがけ調査の C ランクについては対策を急ぐため、個人の資産形成という考え方を改め、人命尊重の立場から工事費の全額を助成すること。A・B ランクについては助成額・率を拡充すること。

(まちづくり推進部) 民間施設の改修工事は、個人資産の形成に資する部分があり、自助により行うのが原則となります。一方で、大雨等によりがけが崩落した場合、周囲を巻き込み大きな災害になることから、改修費用の一部を公費で助成する制度を設けています。

規模の大きながけの所有者からは、改修に高額の費用を要するとの声をいただいております。がけの規模に応じた助成額への変更を検討しています。

引き続き、区民のニーズにあわせた制度の改善に努めてまいります。

14. 被害想定に応じた区の学校備蓄倉庫の食料備蓄量及び必要な物品の種類を増大や、本庁舎・四地域センター・出張所など公共施設・民間マンションなど備蓄倉庫を増やし、被災者への十分な備蓄品の確保を目指し、更に進めること。

(総務部) 毛布や非常食糧については、東京都の新たな被害想定に基づく想定数分の備蓄を平成 28 年度に完了しております。資機材についても、車いす対応用プライベートテントを配備する等、充実させてきております。このほか、公共施設の建設や建替え、民間による大規模開発になどの際に、備蓄倉庫が不足している地域での倉庫の設置を働きかけ、備蓄の充実を図ってまいります。

なお、大田区開発指導要綱の改正(平成 29 年 4 月 1 日施行)に伴い、一定規模以上の集団住宅に備蓄倉庫の設置の義務付け規定を設けることで、災害時の備蓄の推進をすすめてまいります。

15. 福祉施設のみならず、全ての区民施設における備蓄は非常勤・臨時職員分を確保すること。

(総務部) 区職員の災害時における非常用食糧については、災害対応を行う職員分を前提としているため、非常勤・臨時職員を抜いた人数の 3 日分を購入し、各所属ごとに保管しております。

16. 小規模災害見舞金の対象と支給額を抜本的に引き上げること。

(地域力推進部) 小規模災害時には、プラム蒲田、シャンポール大森のほか 3 泊 4 日まで旅館組合と協定を結んで、一時的な住まいを用意しています。また、日赤の毛布、バスタオル等の支給も行っています。ご理解をお願いします。

17. 災害時の現物支給品の充実を図ること。

(総務部) 区は災害時、自宅を失った方が避難所で生活をする際に最低限必要となる物資(食糧、毛布、衛生用品等)を備えており、必要に応じた支給ができるよう備蓄品の整備を進めております。

18. 地域防災力強化を進めるための市民消火隊への補助金の増額等、支援を強化すること。

(総務部) 市民消火隊には結成時に C 級ポンプの配備、個人装備品を支給し、以降は毎年、活動費や装備品などに使用していただけるよう助成をしております。

具体的には、年間 110,000 円の助成金と訓練 1 回につき 3,000 円特別助成金を助成しており、各消火隊で、必要な装備品を購入できる制度となっております。

平成 28 年度からは、市民消火隊の C 級ポンプの買替え時に取扱い易い 4 ストロークエンジンのポンプに更新しております。

今後も当該助成制度による助成を継続していくほか、C 級ポンプの定期的な更新により支援をしてまいります。

19. 市民消火隊の制服等の備品を定期的に支給すること。

(総務部) 1-(16)(党区議団注：前項)の記載のとおり、市民消火隊には結成時に C 級ポンプの配備、個人装備品を支給し、以降は毎年、活動費や装備品などに使用していただけるよう助成をしております。

当該助成制度を活用いただきたいと思います。

- ☆ 20. 「命を守る 3 点セット」を区内転入者に配布すること。

(総務部) 区では、今年度「防災地図(震災編)」を大田区全域の地図に改訂しました。現在は、

この改訂した「防災地図（震災編）」「防災地図（風水害編）」「防災チェックブック」の3点を本庁舎や特別出張所転入窓口に置き、転入者へ配布しており、今後も継続して配布してまいります。

21. 民間マンション業者等に建設の際に防火水槽の設置を義務付け助成をすること。

（総務部）防火水槽については「大田区開発指導要綱」第9条に基づき設置を定めており、その際は管轄の消防署との協議をお願いしております。区内の水利はほぼ充足しており、区として民間マンション建設の際の防火水槽の設置助成は考えておりません。

22. 四地域庁舎管内ごとに東糶谷防災公園のような防災公園を設置の検討ではなく計画を作り設置すること。

（都市基盤整備部）防災公園は、大田区地域防災計画に基づき計画的に設置しておりますが、現在新たな設置計画はありません。

23. 広域避難場所が一部変更されたが、特に津波や液状化が懸念される多摩川河川敷、羽田空港は変更するよう都に求めること。

（総務部）避難場所の指定は、都条例に基づき都知事が指定しております。平成25年度に津波被害の想定が懸念される場所についての見直しを実施され、多摩川河川敷六郷橋一帯やふるさとの浜辺公園が指定から解除されました。今回の見直しでは、平成24年度に発表された「東京都の被害想定」や「第7回地震に関する地域危険度測定調査報告書」で、想定される津波による浸水や液状化被害について東京都避難場所連絡協議会において十分検討された結果、指定されたものであり、避難場所として活用できるものと考えております。

24. ヘルプカード（たすけてねカード）の配布は申請主義ではなく対象者に送付し、防災訓練などの機会をとらえて、区民に周知をすること。

（福祉部）ヘルプカード（たすけてねカード）は、今後も機会を捉えて配布、周知します。

25. 災害時の在宅医療・介護支援体制の整備について

- ① 医療・介護・障害者・妊産婦などの災害時要援護者専用の避難所の整備を進めているが、更に拡充すること。要援護者が直接福祉避難所に行けるような体制を整備すること。

（福祉部）特別養護老人ホームなどの高齢施設や、障がい者施設と災害応急活動に対する協力に関する協定を締結し、福祉避難所の整備を進めているところです。平成28年度には、新たに5施設と協定を締結いたしました。

また、福祉避難所における開設訓練等を実施し、体制の強化図っています。要援護者が避難生活において各々の特性に応じ、配慮された場所となるよう引き続き整備に取り組みます。地域防災計画において、被災した方は、まず学校避難所への避難を原則としております。このため、福祉避難所に直接避難できるような体制づくりについては、今後の検討課題といたします。

- ② 災害時要援護者の支援体制について、町会・自治会任せにせず、区の責任を明確にし、実態に合った計画を作成し、避難できる体制を整備すること。

（総務部）要配慮者の支援体制につきまして、現在行っている「避難行動要支援者名簿」の検討と合わせて、対象範囲や人数等を考慮し、実態にあった支援体制の役割等について関係部局、関係機関と研究してまいります。

- ③ 災害時の障害者福祉避難所には、聴覚障害者情報受信装置（アイドラゴン）、テレビ電話、

光る筆談ボードを設置すること。

(福祉部) 障がい特性に配慮した物品の福祉避難所への配備につきましては、必要性など検討してまいります。

- ④ 障害のある方への防災グッズを普及し支援すること。

(総務部) 区では、平成 27 年度に作成したヘルプカードを防災講話にて、普及啓発を行っています。また、学校避難所にはコミュニケーションバンダナやコミュニケーションボード、筆談ボードを備蓄しており、各地域で実施している学校防災活動拠点の訓練にて、紹介するとともに、それらを活用した受入訓練も実施しています。今後も、ヘルプカード等の普及啓発を積極的に実施してまいります。

(福祉部) 福祉避難所の訓練等を通じ、備蓄している防災グッズを展示するなど、障がいのある方の防災意識を高めるよう取り組んでまいります。

- ⑤ 区は常に在宅酸素、人工呼吸器、医療介護機器の利用者を把握し、機器の非常用電源を確保すること。

(福祉部) 災害時に備え、在宅の人工呼吸器利用者等について訪問看護ステーションなどを通じて把握に努めています。また、災害時の電源確保のため本庁舎に発電機を整備しております。

- ⑥ 医療機関が発電機を購入するため、東京都の助成制度を復活させるよう求め、区独自でも支援すること。

(健康政策部) 医療施設の自家発電設備の導入補助につきましては、平成 23 年度から 3 年間、都の事業として実施されました。自家発電整備助成につきましては、他の制度や他の業種との連携を含め、全体の課題と受け止めています。

26. 防災の名による道路拡幅は住民の合意なしに進めないこと。

(まちづくり推進部) 羽田地区の整備計画に基づく重点整備路線の整備については、計画の趣旨を丁寧に説明するとともに、沿道地権者のご理解、ご協力を得ながら円滑な事業推進に努めてまいります。

27. 防災行政無線の移設・設置工事は、区内業者に発注すること。

(総務部) 設置工事は機器の購入及び既存システムとの連動作業等導入業者しか対応できないものについては導入業者に発注していますが、移設工事については可能なかぎり、区内業者で発注しており今後も対応可能なものについては区内業者に発注していく考えです。

## 二. 震災復興、原発事故から区民の命と健康を守るために

1. 放射能汚染から子どもの健康を守るため、東京電力が起こした福島原発事故による年 1 回の体内被曝調査を行うこと。相談窓口設置、健康診断など、いつでも対応できるようにすること。

(健康政策部) 現在、福島産の農作物は検査されて市場に出廻っており、また区内学校給食・保育園給食では調理済み給食について検査を実施しているところですが、特に測定値に異常はありません。そのような中で体内被曝調査については集団健診の意味は低い為、実施は考えておりません。

一方、健康相談については現在も相談をお受けしています。

2. 放射線量測定は区が行っている月 1 回・1ヶ所だけでなく、全区立小・中学校、保育園、幼稚園、

児童館、公園、通学路などホットスポット、区内全ての公共施設と公園、河川、農地の放射線量・土壌中の放射能を定期的に測定し、公開すること。

(環境清掃部) 平成 23 年 5 月以降、都内では放射性降下物が検出されておらず、空間放射線量測定値が安定している状況です。今後も、都内のモニタリング結果を注視し、結果に変動が見られる場合は、測定箇所や頻度を見直し、即時に対応いたします。

区が所有する施設等において、空間放射線量が特に高い場所があるという情報が入った場合などは、所管部署と連携し、シンチレーション式サーベイメータを用いて測定し、安全の確認を行い、その結果は区 HP 上で公表していきます。

3. 福島県から大田区に避難している子どもたちの甲状腺がん検診は、大田区内で実施すること。また、希望する大田区の子どもも対象にすること。

(健康政策部) 福島県では、福島第一原子力発電所の事故による県民の被ばく線量の評価を行うとともに、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、将来にわたる健康の維持、増進を図るために、甲状腺検査を含む「県民健康調査」を実施しています。事故当時 18 才以下の全県民を対象にこの検査を行い、成人した後も長期的に経過を観察することとしているため、福島県での検診受診が望ましいと考えます。

4. 大田区に避難している被災者の住宅確保を継続するよう国に求め、区独自でも継続すること。

(総務部) 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与期間については、現地の復興状況等に応じて被災自治体が国と協議して決定することとなっており、区はこれまで同様に、避難指示によりいまだに故郷に戻りたくても戻れない世帯に対して、支援を行ってまいります。

### 三. 不況を打開し、地域経済を守り、区内商工業の営業と働く人の生活を守るために

- ☆ 1. 区内中小企業を公共財として位置づけ、抜本的な支援をすること。

(産業経済部) 大田区産業は公共財として位置づけられるものではありませんが、これまで同様に工場の立地環境整備や新製品・新技術開発支援、取引拡大の支援、人材育成、創業支援など様々な事業を通じて大田区産業の発展に取り組んでまいります。

2. 区内地域産業への消費税 8%増税に対する抜本的対策を進めること。

(産業経済部) 消費税の 8%増税に際しては、国において、消費税転嫁対策特別措置法を制定するとともに、消費税価格転嫁等対策として、説明会等の開催、下請適正取引等の推進のためのガイドライン策定、相談窓口の充実など様々に取り組んできました。現在でも月次モニタリング調査を行い、違反行為があった場合は法に基づき公正取引委員会へ措置請求を行っています。区は消費税を、社会保障制度を支え、区内産業者を含め区民の暮らしを守る重要な財源と考えており、区内地域産業に特定した対策を行う考えはございません。

- ★ 3. 区内商工業に致命的な打撃を与える消費税の 10%への増税中止を政府に求めること。

(企画経営部) 社会保障制度の安定財源確保のため、消費税の引き上げによる増収分は、全額社会保障の充実に充てられるものとされています。また、引き上げに当たっては、家計への負担を和らげるため、軽減税率が導入されることとなっていることから、当面は様子を見るべきと考えます。

4. 区内製造業・商店街の実態調査を一昨年度行ったが、調査で提案された対応策に基づき「産業経済白書」を作成し方向性を明確に示すこと。そのためにそこで働く労働者の賃金・雇用形態等の労働実態調査も行い、現状を示すだけでなく、予算も含め方向性を具体化すること。

(産業経済部) 平成 26 年度に、工業分野では、製造業と関連する業種を含めた全事業所を対象とした「ものづくり産業等実態調査」を実施し、一部の企業には、職員が訪問し取引関係や事業承継等について直接ヒアリングを行いました。本調査の結果にもとづき平成 27 年度からは、地域経済に波及効果の高いコネクターループ企業を中心に訪問し、立地上の課題等についてヒアリングを実施しています。また、商業分野でも同様に平成 26 年度に「大田区商店街調査」を行い、平成 27 年度からモデル商店街事業を実施しています。現時点では、労働実態調査を実施する予定はありません。

5. 研究開発企業等拠点整備助成事業では区内中小企業の高い技術とネットワークを守ることができない。下町ボブスレーの経験に学んで、区がリーダーシップをとって、防災、福祉、教育等あらゆる分野でプロトタイプ型の工場を作ること。

(産業経済部) 仲間まわし等、区内企業の特性を踏まえ、コネクターループ企業を中心に今後も新たなネットワークの構築や市場を開拓しようとする企業や企業グループに対して、適切な支援を行ってまいります。

6. 住宅リフォーム助成制度の助成率と限度額を 30%・100 万円へ引き上げること。今年度のように 3 期に分割せず、新年度当初から予算を増額すること。より幅広い広報宣伝活動をつよめること。

(まちづくり推進部) 安全、安心、快適なまちづくりと地域経済活性化のため、平成 29 年度予算においては、前年度の当初予算より 1,000 万円増の 6,000 万円となっています。今後も、区報やホームページにより、積極的な広報活動に取り組んでいきます。

- ☆ 7. 繁盛店創出事業は発注対象を区内事業者に限定するとともに、申込者全てに助成すること。

(産業経済部) 区内事業者を優先し、無理な場合は理由を確認しています。申込者には専門家による改修診断を条件に助成を行っています。

8. 繁盛店創出事業を発展させ、商店店舗へのリニューアル助成制度を高崎市等を参考に新設すること。

(産業経済部) 商店につきましては、区内の小売業、飲食業、サービス業を営む事業者に対して、公益財団法人大田区産業振興協会が繁盛店創出事業として、店舗デザインや経営指導に実績のある専門家が無料診断やアドバイスを行っています。店舗改善費用の一部について助成する事業です。

平成 28 年度から空き店舗活用等を含む新店舗改装（創業・事業拡張）の場合も対象としています。

この助成制度を活用して、各個店の魅力創出につながっていると考えます。

9. 東糀谷六丁目工場アパートの経営支援を、区内のものづくり集積を守るために区内全中小・零細企業に拡充すること。

(産業経済部) ものづくり集積の維持は、区としても重要課題の一つとして捉えております。家賃助成などの固定費補助は全ての事業者に関わることであり、継続的に企業体力を維持発展させることにつながるとは考えておりません。

10. 以前の経営革新緊急支援事業と同趣旨の国や都の設備投資関係の補助制度は、対象規模が異なり零細企業が活用できない。経営革新緊急支援事業を復活し、機械のリース代、休業補償等固定費補助等にも適用すること。

(産業経済部) 設備投資助成につきましては、平成 24 年度から平成 26 年度まで 3 年間実施し、多くの区内企業にご利用いただきました。国及び東京都において同趣旨の設備投資関係の補助制度が実施され、補助率や上限額が区の制度よりも高率・高額であることから、区の制度の利用件数は減少しております。平成 27 年度以降は、これまで助成を受けた企業の効果・検証を行っております。この中で、企業の立場に立ってどのようなスキームが有効か検討しているところであり、現在、本制度は実施しておりません。

11. 区が債務保証していた経営支援資金、小規模企業特別事業資金は区内中小企業・業者の最後の命綱という目的に沿って復活すること。責任共有制度導入は撤回することを国に求めること。削減された信用保証料助成の復活と利率引下げを行うこと。年末など特別な時期に特別な対策をとること。

(産業経済部) 区損失補償付融資あっせん制度につきましては、申込み件数が年々減少したことや融資実行後すぐに破たんする事業所が多いことから、本事業の目的である、経営の安定及び改善並びに企業体質の強化を十分果たしていないことを理由に廃止したものであるため、復活させる予定はありません。

責任共有制度は、金融機関に責任ある融資とリスク負担を求めるものです。一方、100%保証の制度枠もありますので、これらの制度を含めて周知を図ってまいります。

保証料補助は、「公害防止資金」「アスベスト対策資金」など、事業者の責任において行うものを補助する意味から、一部の資金のみの取り扱いとさせていただいております。

なお、「チャレンジ企業応援資金」及び「開業資金」については、東京都との連携により、東京都の制度を併せて利用した場合、保証料の一部が都から補助されます。

利率については、経済情勢など経営環境をみながら随時見直しを行っております。

また、年末の資金繰り対策として、時限的なあっせん要件の緩和を実施しており、今後も、必要性を判断した上で効果的な取組みを行いたいと考えております。

- ★ 12. 新製品・新技術開発支援事業については、ネットワークの維持や技術の向上のために区が申請段階から丁寧に援助し、全ての申請企業・業者が助成を受けられるように対応し、予算を大幅に増額すること。

(産業経済部) 新製品・新技術開発支援事業の実施にあたっては、事前に事業説明会を開催し、申請に際してのご質問にお応えしています。助成採択については、申請案件の新規性や市場性、さらには申請企業の財務状況等について有識者等による適確な審査を実施して決定しており、申請案件全てに対し助成する考えはございません。また、より多くの新製品・新技術の市場投入を図るため、助成した企業へのフォロー体制の充実に取り組んでおります。

13. 原発に頼らない再生可能エネルギー関連の技術開発を大田区から進めるため、新製品・新技術開発支援事業とは別の新たな助成制度を創設し、必要なプロジェクトの立ち上げや実用化まで援助すること。

(産業経済部) 中小企業の製品づくり、技術開発を促進するため「新製品・新技術開発支援事業」を実施しております。自然再生可能エネルギーを含めて、様々な分野での製品・技術開発

を促せるよう、同事業の中で支援してまいります。

14. 技術マッチング・販路拡大など仕事確保の拠点とするため、区内企業が製作した製品を展示する常設のものづくり展示場をせめて以前の産業会館程度の規模で作ること。東糀谷六丁目工場アパートや本庁舎の吹き抜けの展示だけでは不十分です。更に強力に支援する専門家体制を作ること。

(産業経済部) 区内中小企業の取引機会の拡大に向けては、引き続き受発注相談事業や受発注商談会、大手企業との技術マッチング会等、様々な機会の提供を図ってまいります。経営の改善や販路開拓、新事業開拓などに取り組む企業へ経営、経理、法律、販売、技術など多方面にわたる専門家を派遣するビジネスサポートサービスを既に公益財団法人大田区産業振興協会で開催しております。

15. 大企業に対し下請け二法を遵守するよう講習会に留まらず訪問や文書などの方式で指導し、一方的な単価切り下げや仕事打ち切りをやめるよう求めること。また、中小企業・業者にも下請け二法の活用について広報すること。

(産業経済部) 国は、経済の好循環を実現するためには下請等中小事業の取引条件の改善が必要との問題意識の下、下請対策の強化に取り組み始めました。具体的には、平成28年12月「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」「下請代金の支払手段について(通達)」の改正・見直しを行い、関係法令の運用強化を図っています。区としては、こうした国の動向を注視しつつ、関係機関と情報交換を行い、機会を捉えて啓発に努めてまいります。

16. 青年の雇用拡大や偽装請負防止など、労働条件の改善のため機会を捉えてポケット労働法を配布し、区施設でも頒布すること。

(企画経営部) 若年者の雇用につきましては、東京都による「若者しごとホットライン」や「若者正社員チャレンジ事業」等のほか、東京労働局が「わかものハローワーク」等でその促進を図っているところです。また、偽装請負につきましても、東京労働局が相談窓口を設けております。ポケット労働法につきましては、発行元である東京都から毎年取り寄せている最新版を、区政情報コーナーに閲覧用・貸出用として配置しています。

17. 区の窓口として若者支援課を作り、大田区独自でも39歳までの若年層の雇用をはじめ総合的支援を行うこと。

(企画経営部) 若者を取り巻く課題は、就労面、収入面、住まいの確保など多岐にわたっています。現在、ハローワークと連携した就労支援や、JOBOTAを活用した生活再建支援等により、経済的な課題を持つ若者をサポートしています。今後、多様な課題を持つ若者を迅速かつ適切に支援するためには、若年層を総合的に支援する体制が必要と考えます。

各事業の所管課が責任を持って対応することはもとより、必要に応じて関係する窓口が情報を共有し、これまで以上に連携、協力して対応できるよう、若者を総合的に支援する仕組みづくりについて検討を重ねてまいります。

18. 以前東京都が行っていた工業集積地域活性化支援事業については今こそ必要です。東京都に復活を求めるとともに、大田区独自事業として行うこと。ファブレス企業や医工連携等の新産業だけでなく、既存企業が活用できる事業にすること。

(産業経済部) 区は東京都の「創造的都市型産業集積創出助成事業費補助」を平成21年度から

平成 23 年度まで活用し、企業の立地促進や開発支援に取り組みました。

平成 24 年度から、東京都の「ものづくり産業集積強化支援事業費補助金」を活用し、区は立地促進や設備投資助成、競争力強化事業などに取り組みました。

平成 27 年度からは、東京都の「東京都地域産業活性化支援事業」を活用し、高付加価値を生み出すファブレス企業や医工連携等の新産業について、区内ものづくり企業とのネットワーク構築に取り組んでおります。

19. 中小企業の後継者育成は、実態調査でも明らかになったように 9 人以下の事業所の 8 割が後継者がいなくて事業継承が困難と回答している。青年を雇用する場合、指導・教育・訓練、その他の材料費として一人年額 200 万円の助成を 3 年間すること。

(産業経済部) 中小企業にとっての後継者の確保・育成は重要な課題であると認識しています。従来から、公益財団法人大田区産業振興協会において「若者と中小製造業者とのマッチング事業」やインターネットでの「求人企業ガイド おしごとナビ」等を実施し、人材確保に取り組んでおります。また、ハローワークと協力し、国の訓練補助制度も活用しております。

20. 第一線を退いた高度技能者の高度人材バンクを創設し、技術継承を図ること。

(産業経済部) 現役世代の高度技能者の技術継承として、平成 24 年 6 月に開設した東糀谷六丁目工場アパート(テクノCORE)の 4 階を、「大田の工匠 100 人」の表彰者をはじめとした高い技術力を有する技術者の技術・技能承継のフロアと位置づけ、工匠の製品を展示しております。

さらに、平成 25 年度から、「大田の工匠」による技術指導・相談事業を開始し、技術・技能継承の取り組みを進めております。よって、第一線を退いた方の「高度人材バンク」については、現在のところ予定しておりません。

21. 区内中小製造業の後継者育成のための学校・保護者・区内製造業との三者交流の機会づくりを強化するため、恒常的な会議をもつこと。

(産業経済部) 産業経済部では、「次世代ものづくり人材育成事業」の中で、小学生を対象に、夏休みを利用し、保護者も参加する産業のまちスクール、ものづくり実践教室などを実施しており、区内企業に協力をいただき中学生には職場体験の機会を提供しております。また、ものづくり体験と小中学校等のものづくりの発表を組み合わせたイベント「ものづくり教育・学習フォーラム」を、教育委員会と共に実施しています。

こうした取り組みを着実に実施することによって、将来的な後継者育成に努めてまいります。

22. 「中学校のものづくり職場体験」の受け入れ事業所に、謝礼品でなく営業保障としての経済的支援を行うこと。

(教育総務部) 受入事業所の皆様には、安全かつ有意義な職場体験となるよう生徒一人一人に対し、きめ細かい御配慮をいただくとともに、子供たちの望ましい社会性や勤労感の育成に協力くださり心より感謝しています。職場体験は無理のない範囲で受け入れをお願いしており、営業補償としての経済的支援を行う考えはありませんが、協力企業に対しては、感謝の気持ちとして謝礼品をお渡ししております。

23. 商店街の装飾灯の LED 化は、区と都で全額助成を行うこと。

(産業経済部) 商店街装飾灯の LED 化に関しては、都の実施している「特定施策推進型商店街事業」、「環境・防災対応型商店街事業」と「新・元気を出せ！商店街活性化事業」で補助を行っております。

区では積極的に制度利用を促すとともに、申請に必要な情報提供及び申請するためのアドバイスなども行っております。

さらに平成 27 年度より区独自の上乘せ助成を開始し、2 年間に 29 商店街が助成制度を利用しました。

全額助成については考えておりません。

24. 所得税法第 56 条廃止の意見書を国に提出すること。

(区民部) 所得税第 56 条の規定の目的は、従来の同居親族合算の制度を廃止いたしまして、個人単位の課税制度が採用されたときに、所得税は累進課税を採用していますので、所得の分散等個人単位課税制度を利用した租税回避を防ぐためにこの規定が設けられたものと理解しています。

また、平成 23 年度税制改大綱において、白色申告者の記録水準が向上した場合における現行専従者控除について、その専従者の実態等を踏まえた見直しのあり方を検討することとされています。

本区といたしましては、国税における検討結果が、地方税法における取扱いにも反映されることから、今後の国の動向を注視していきたいと考えております。

25. 空き店舗を使って創業者支援をし、個店への助成も可能な制度にすること。

(産業経済部) 平成 28 年度より繁盛店創出事業は空き店舗活用等を含む新店舗改装（創業・事業拡張）の場合も対象としています。

26. 大型小売店の進出から商店街と地域住民の環境を守るため、大型店影響調査を行なう等、区独自の条例をつくること。

(産業経済部) 大型店の進出に伴う商店街や地域住民への影響については、届出の内容により、関連部局や大田区商店街連合会に情報提供を行う等、引き続き関連部局や関係団体と連携して対応しております。

27. 区内商店街振興のために、指定管理者制度、民間委託された特養ホームや保育園等が、近隣の商店街から物品・食材購入をしているか実態調査をし、購入を促進するよう区が対策をとること。

(福祉部) 区立特別養護老人ホームの食材購入については、区内産業振興の観点から、従前より大田区商業協同組合からの購入を働きかけ、協力を得ています。

(こども家庭部) 区立保育園の委託に際し、従来と同様近隣の商店等から給食食材等を調達しております。

また、児童館等では、おやつなどの食材購入を近隣の商店を利用して購入しております。

☆ 28. 指定管理者制度、民間委託された特養ホームや保育園等の改修工事については、区内業者を優先して発注するよう区が指導すること。

(福祉部) 区立特別養護老人ホームの改修工事については、諸法令に基づき、公正性・経済性を確保しつつ、区内産業の振興及び保護・育成の観点から、区内業者優先により発注するよう働きかけ、協力を得ております。

(こども家庭部) 保育園の改修工事につきましては、基本協定及び建物等使用貸借契約に則って、区の責任を果たしていきたいと考えています。

なお、区発注工事については、区内業者優先を原則としております。

29. 商店街の活性化として、商店会だけでなく個店が実施する高齢者への宅配事業等への支援をすること。

(産業経済部) 商店街が新規に宅配サービスを行うときに掛かる経費の一部については、「新・元気を出せ！商店街事業」で助成が可能です。

具体的には、配達のための車両購入費、ファックスなどの備品購入費やポスター・チラシの作成費などの3分の2を補助することができます。

さらに平成26年度より、買物弱者対策を強化するため区独自に補助率を3分の1上乗せしております。

高齢者への宅配事業について原則として個別店舗への支援は考えておりません。

- ★ 30. 大企業応援であり区内中小企業への支援にならない国家戦略特区の指定地域から撤退し、羽田空港対策基金を区内中小企業支援に使うこと。

(企画経営部) 国家戦略特区による規制緩和は、ものづくりのまち大田区においては大きなビジネスチャンスであり、区内中小企業への経済効果を期待しています。なお、羽田空港対策積立基金は、空港周辺の防災施設、公共施設の整備等、「空港と調和のとれたまちづくり」の推進を目的として設置されたものです。

- ☆ 31. 「大田区人口ビジョン」での就業人口の変化に伴う経済規模の影響を試算しているが「中小企業のまち」「労働者のまち」を取り扱う部署を設置すること。

(企画経営部) 区内中小企業及びそこで働く労働者の支援については、産業経済部が中心となり各種事業を実施しております。

「大田区人口ビジョン」にある経済規模・産業構造の変化に適切に対応し、必要な支援を継続してまいります。

- ☆ 32. 勤労者共済会への補助金を大幅に増額し、働きやすい大田区にすること。

(産業経済部) 勤労者共済については、区内中小企業の勤労者福祉サービスの向上を目的として、(公財)大田区産業振興協会が運営しております。人口減少や生活スタイルの多様化で会員数が伸び悩む現状において大幅な公費支出の増額は考えておりません。今後も収支均衡を図りながら、多くの会員に魅力あるサービスを提供できるよう運営を工夫してまいります。

- ☆ 33. 労働組合や社内サークルは、社会教育団体と同様に集会施設の優先予約制度や使用料減免制度を適用すること。

(総務部) 官公署及び公益団体であっても、その行事、催物が私益に渡るものである場合は、原則として減免の対象とはなりません。労働組合や社内サークルの催物は、公益のためとは認められませんので、適用はできません。

#### 四. 区民の暮らしと健康を守るために

- ★ 1. 区民の所得減や社会保障の負担増に加えて消費税8%への増税は、区民の暮らしを直撃しているため、対策をすること。

(企画経営部) 国では、消費税率引き上げに伴う影響を緩和し、所得の低い方や子育て世帯の負担を軽減するため、臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の給付措置を講じています。区においては、この給付金の支給事務を行っています。

- ★ 2. 区民の暮らしを直撃する10%への消費税増税の中止を政府に求めること。

(企画経営部) 社会保障制度の安定財源確保のため、消費税の引き上げによる増収分は、全額社会保障の充実に充てられるものとされています。また、引き上げに当たっては、家計への負担を和らげるため、軽減税率が導入されることとなっていることから、当面は様子を見るべきと考えます。

3. 応急小口資金の保証人なしの貸付額を 10 万円から当面 20 万円まで拡大すること。失業中でも活用できるようにするなど、貸付条件を緩和すること。

(福祉部) 緊急性が高く小額の貸付については、より迅速な貸付に努めています。保証人不要の限度額は、平成 21 年度に 10 万円に引き上げました。また、失業中の場合は、返済の確実性という観点から緩和は考えておりません。

#### 4. 国民健康保険の改善について

- ★① 毎年保険料が値上げとなっている。高すぎる保険料を値下げするため、国庫補助を増額するよう国に求めるとともに、東京都にも財政支援を求め、大田区でも支援を強化すること。また、保険料値上げにつながる広域化に反対すること。

(区民部) 国庫負担を充実し、国保の財政基盤の強化拡充と被保険者の保険料負担軽減を図ることについては、全国市長会を通じ繰り返し求めています。東京都に対しても既に財政措置の充実強化を要望してきています。

大田区では毎年度、一般会計から国保会計へ多額の繰入を行い国保の維持運営を行っており、国保への支援をさらに強化することは、他の医療保険制度に加入する区民の方との公平性の観点から慎重に考える必要があります。

区市町村国保は、区市町村だけでは解決できない構造的な問題があり、厳しい運営を強いられてきています。平成 30 年度から都道府県は区市町村とともに国民健康保険の共同保険者となり、財政運営の責任主体となって国保運営に中心的な役割を担うこととなります。国保の広域化(都道府県化)は、構造的な問題を抱えてきた区市町村国保を、運営のあり方を見直すことにより、持続可能でより安定した制度としていくために必要なものであると認識しています。

- ② 生活や営業に支障をきたすような差し押さえはしないこと。

(区民部) 保険料徴収の取組みは、公平な負担を実現するために、保険者として進めて行かなければならないものです。

保険料の納付が困難な方には、いつでも納付相談をお受けし、生活状況を伺い、特別な事情があるかを充分お聴きして丁寧に対応しています。

- ③ 国民健康保険の出産育児一時金と同様の大田区が支払う委任払い制度を、他の医療にも拡大するために関係医療機関等と調整すること。区民の負担を軽くするため委任払いと限度額認定証の制度を区民へ周知徹底すること。

(区民部) 委任払い制度を出産育児一時金と同様に他の医療給付にも拡大することは、関係医療機関等との調整が必要で国保制度全体で取り組むべきものであり区単独で実施することは困難です。

出産育児一時金の直接支払制度、受取代理制度や高額療養費、限度額適用認定証の制度については、大田区報、区ホームページ、国保年金課で発行している「おおたの国保」などで繰り返し周知しております。今後も、わかりやすく丁寧な説明に努めてまいります。

- ④ 国会答弁で認めているように「国保基盤強化基金」を活用し保険料の値下げをすること。

(区民部) 国庫負担を充実し、国保の財政基盤の強化拡充と被保険者の保険料負担軽減を図ることについては、全国市長会を通じ、繰り返し、求めてきております。

平成 28 年末には、特別区長会として国に対し国庫負担を充実させ、財政基盤の強化拡充と被保険者の保険料負担軽減を図るよう求めております。

- ☆ ⑤ 障害者、寡婦・寡夫、多子世帯に対する国保料減免制度や、介護保険にある境界層措置をつくるよう、国に求めること。また、区独自でも実施すること。

(区民部) 国保制度は応益割の考え方があり、所得に応じた保険料の負担をお願いしています。

一方、保険料負担が厳しい方に対しては、均等割の軽減措置や、申請による所得割保険料の減免、一部負担金の減免制度が設けられております。

区独自に境界層措置による減免制度を設ける考えはありません。

- ☆ ⑥ 医療費の一部負担軽減（国民健康保険法第 44 条）の活用をより積極的におこなうこと。急性期だけでなく円滑な運用とすること。

(区民部) 国民健康保険法では、特別な理由がある場合となっております。

大田区では、その理由を証明する書類を添えてご申請いただくように区報・ホームページ等によりご案内しております。恒常的に生活困難等の理由であれば生活福祉課にてご相談いただくようご案内しております。

- ☆ ⑦ 払いたくても払えない特別な事情のある国保料滞納者に対して、限度額適用認定証などを交付すること。

(区民部) 国保料滞納している方については他の被保険者との公平を期すため、納付相談等をしていただくことにより限度額適用認定証の発行を行っております。

- ☆ 5. 東京都後期高齢者医療広域連合に保険料の値上げをしないよう求めること。

(区民部) 高齢化の進展により、高齢者の医療費が増大する中、後期高齢者医療制度についても社会保障制度改革国民会議における議論を踏まえ、医療保険制度を持続可能なものとしていく観点から必要な改善を図っていく必要があるとされています。

平成 28 年度も必要な改正を実施しました。区としては今後も東京都後期高齢者医療広域連合の動向を注視していきます。

- ☆ 6. 住民税の滞納整理は、滞納者の生活実態に十分配慮し、生活や営業に支障をきたすような差押や強制捜査を行わないこと。

(区民部) 滞納整理については、滞納者の生活状況等の把握に努め、滞納者との納付相談を行うことにより、自主納付につながるよう努めております。

今後も法に従い、適正な滞納処分を行うよう努めてまいります。

## 7. 生活保護について

- ★ ① 生活保護基準（生活扶助・住宅扶助）引き下げの撤回と、生活保護費の全額を国費で行うことを国に強く申し入れること。

(福祉部) 生活保護基準は、民間最終消費支出の伸びを基礎とし一般国民の消費水準との均衡が図られるよう調整の上、国で算定されており、要望等をあげる考えはありません。また、生活保護費を全額国費負担とするように、従来から区長会等で要望しています。

- ② 生活保護世帯の見舞品（夏季・冬季）を復活すること。

（福祉部）見舞品を復活する考えはありません。

- ③ 生活保護の老齢加算を復活することを国に要望すること。

（福祉部）老齢加算の復活を国に要望する考えはありません。

- ④ 生活福祉課に生活保護は誰でも受けられることを周知するポスター等を掲示し、「相談カード」の理由欄に「生活のこと」だけでなく「生活保護のこと」を加えること。

（福祉部）生活相談に来所された場合、面接担当職員が生活状況を十分伺った上で、生活保護の申請が必要であると判断するか、ご本人の生活保護申請意思を確認できれば、生活保護の申請をご案内しています。相談カードで選択いただく相談内容（理由欄）は参考であり、項目等様式を変更する考えはありません。

- ⑤ 生活保護申請書を窓口置き、申請しやすくすること。

（福祉部）生活相談において、面接担当職員が生活状況を十分伺った上で、申請の意思があれば申請書をお渡ししております。

- ⑥ 受給者の実態を無視した一方的な就労支援・一時停止・廃止はしないこと。

（福祉部）就労阻害要因がない生活保護受給者に対して、就労に向けての援助、必要な指導や指示を行っています。また、指導や指示は受給者の状況に基づき行っておりますが、生活保護を適正に実施する上で必要な指導や指示に正当な理由なく従わない場合には、保護の停止や廃止等の不利益処分を行うこともあります。

- ⑦ 路上生活者等の住宅扶助は居宅保護の原則を守ること。また、無料低額宿泊所や簡易宿泊所にやむを得ず滞在させた場合、長期にさせず、居宅保護に移行すること。

（福祉部）居宅保護の適否は、受給者の方と十分にお話し、生活状況等から居宅生活が可能であるかを検討した上で判断しています。また、無料低額宿泊所や簡易宿所を利用している場合、居宅生活が可能と判断できれば、本人の意向を確認しつつ、アパート等への転宅を指導しています。

- ⑧ 無料低額宿泊所や簡易宿泊所の現状を把握し、環境の改善を図るため区が運営事業者を指導すること。

（福祉部）無料低額宿泊所は、社会福祉法に規定される第二種社会福祉事業の1つで、都保護課が所管しています。設置・変更申請に対して都が現地調査を行い、居室面積等により月額利用料等の基準を設定しています。一方、簡易宿所は旅館業法に規定され、同法に基づき指導等がなされています。

いずれの施設も生活保護受給者が利用する場合、職員が現地に赴き状況を確認しています。

- ⑨ ケースワーカーの配置は就労支援員・面接員（家庭訪問に従事しない職員）を含めずに国基準を守り増員を図ること。警察官 OB の配置をやめること。

（福祉部）ケースワーカー等の現業員は、社会福祉法に規定された保護世帯数に応じた適切な配置となるよう努めております。

また、生活保護業務支援専門員は、福祉事務所窓口における落ち着いた相談環境の維持等に寄与しており、不可欠な職種と認識しています。

- ⑩ 憲法 25 条に基づく生活保護制度を正しく理解するため、大田区報への定期的掲載や「生

活保護特別号」を発行するなど広報を強化すること。

(福祉部) 区民の方が生活にお困りになったときの相談については、くらしのガイド、区のホームページに掲載しています。実際の区窓口や電話での相談では、管轄の各生活福祉課を案内しています。今後もこれらにより周知を図っていきます。

- ⑪ エアコン購入のため、購入費・工事費・電気代の補助を行うこと。

(福祉部) エアコンの購入・工事費、電気料金については、生活保護費に含まれており、他の電化製品と同様、毎月支給される保護費のやりくりによりまかなっていただくものです。区の法外制度として、当該機器購入・工事費用、電気料金の補助を制度化する予定はありません。

- ⑫ 生活保護受給者が医療に係る際の自己負担分がある場合は区独自で助成し、国に制度の改善を要望すること。

(福祉部) 生活保護受給者の医療費は、原則として全額医療扶助によって賄われています。しかし、医療扶助のみを受給する場合には、世帯の収入状況により自己負担が発生しますが、保護の実施要領に基づくものであり、大田区独自の助成や国への改善要望は予定していません。

- ⑬ 大田区独自の法外援護である入浴券支給事業は、年 100 枚にすること。

(福祉部) 生活保護世帯の入浴に要する経費は、元々、生活扶助費に含まれております。自宅に風呂の設備がなく、巡回入浴サービス等も受けていない方を対象に、ケースワーカー等が確認の上、年に 1 回入浴券 30 枚を支給しております。大田区独自の法外援護であり、支給枚数を増やす予定はありません。

8. DV 被害者への支援を強化し、区独自でも緊急避難所を増やし、母子・父子自立支援員の増員・研修の充実をはかること。

(福祉部) DV被害者対応を行う婦人相談員は、各課の相談件数、処理件数を踏まえて適切に配置しています。研修については、東京都の研修をはじめ、研修参加の機会を増やすとともに、OJTの充実に努めています。

緊急避難が必要な方については、関係機関と十分連携を取り、必要な対応を行っております

9. 大田区特定健診について

- ① より区民が受けやすくなるよう期限をなくし通年実施し、夜間・休日も実施できるよう医療機関を支援すること。後期おおた未来プランで受診目標を引き下げず、2018 年度まで 65%実施を医療機関と協議し、区が責任を持つこと。

(区民部) 特定健診受診期間の拡大については、受診機会の拡大の一つとして従前から取り組んできています。受診期間は対象者(40~74 歳)の抽出確認作業及び郵送準備の関係から 6 月に開始し 3 月末までとしています。

健診開始時期の前倒しの工夫については今後も研究してまいります。土日・夜間に受診できる医療機関については一覧表にまとめ掲載し、ご案内をしています。引続き受診率向上に努めてまいります。

- ② ピロリ菌の検診も追加する検討を進めること。

(区民部) 医療保険者が実施する特定健診・長寿健診の健診項目については「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき生活習慣病に関する健康診査と規定されており、特定健診項

目にピロリ菌の検診項目を組み合わせることはできません。

また、国民健康保険の保険者としてピロリ菌検診を特定健診と同時に実施する考えはありません。

- ★ 10. がん検診の有料化は見直し、無料にもどすこと。年齢等の制限をせず、希望者全員が受診できるようにすること。

(健康政策部) 区民の皆様は、がんについての理解を深め、主体的にがん検診を受診する意識を高めていただくため、平成 26 年度より一部自己負担を導入しました。同時に、受診しやすい検診とするため、各がん検診の実施期間の延長や検診受診予定件数を大幅に増やす等、多くの区民の方に受診していただけるよう検診の充実を図りました。その結果主要な 5 がん検診では受診率も増え区民の皆様は検診の必要性をご理解いただいたと解しています。

今後もがんによる死亡者を減らすため受診しやすい環境づくりに努めてまいります。

- ☆ 11. がん検診を実施している医療機関とよく相談し、夜間・日曜・祝日に事業を行うよう要請し、助成を増額し、一人でも多くの区民が検査を受けられるようにすること。

(健康政策部) がん検診の実施については年度ごとに実施期間を延長し、主要な 5 がんについては期間中であれば制限なく受診できます。これに対応し区の検診は実施医療機関の通常診療のなかで行われており、昨今は本来の診療業務においても過密な状態であるなかで、夜間、休日までの範囲まで対応できる体制は少なく、医療機関の診療業務に負担をかける要請には難しいところがあります。今後は受診者の希望のニーズと医療機関の事情を考え、医師会と検討し受診環境の向上に努めてまいります。

- ☆ 12. 成人歯科健康診査は 77 歳以上、30 歳未満も対象とすること。

(健康政策部) 成人歯科健康診査は昭和 62 年度より事業が開始され、当初は 40 歳のみが対象でした。その後、昭和 63 年度に 40～45 歳、平成 3 年度に 30 から 60 歳まで 5 歳間隔、7 年を対対象としました。そして、さらに平成 7 年度以降、数回の見直しと追加を繰り返しながら対象を拡大し、平成 22 年度に現在の 30 から 60 歳までを 5 歳間隔、66 から 76 歳までを 2 歳間隔の合計 13 年を対対象としてきました。

事業開始当時と比べ、昨今は平均寿命及び健康寿命も延びてきており、そのような見地からみれば高齢になっても自立した健康生活を送る上で、お口の健康を保つことの重要性は理解しています。

しかしながら、自治体を実施する成人歯科健診の対象要件を他区と比較すると、大田区は 30 から 76 歳の年齢まで幅広く対象としており、人口規模からみても遜色のない対応ができていると考えています。

従いまして、今後のことにつきましては、少子高齢社会のなかで、高齢者や若年層への各種対策が考えられますが、国や都の動向を踏まえながら健診のあり方を検討していきます。

- ☆ 13. 緑内障検診は年齢制限をせず、希望者全員が受けられるようにすること。

(健康政策部) 緑内障検診は国の指針に定められていませんが区独自の事業として実施しています。日本眼科医会における調査において少なくとも 5 歳間隔の検診が必要であると報告されていることから現在は対象年度の拡大は考えていません。今年度は「眼科(緑内障等)検診」とわかりやすい名称に変更し実施期間を 2 か月延長しました。今後も国や都の動向を見ながら必要に応じより良い受診環境の整備に努めてまいります。

14. 医師会・医療機関等とよく協議をして、区独自で胃がん検診に負担の少ないペプシノーゲン検査の導入を検討すること。

(健康政策部) 区民自身がペプシノーゲン検査により胃がんの発生リスクを知るということは、その後の自らの健康管理に活かしていけるという点で有効であると考えています。

リスク検診導入にあたっての課題として、区民に対し、リスク検診は胃がんを発見するための検診ではなく、胃がんの発生リスクを知るための検診であること。そのため、リスクが高いと判定された場合は、治療や定期的な内視鏡による精密検査を受診することが重要であることを十分説明し、理解を得る必要があると考えています。

厚生労働省の「がん検診のあり方に関する検討会」における先般の中間報告書においてペプシノーゲン検査について、現時点では、死亡率減少効果を示すエビデンスがないため、更なる検証が必要であるとされています。なお、同省における国の指針が改正され胃がん検診については内視鏡検査の推奨とされたことから、現在その実施に向けて検討しています。

区としては、質の高い検診を実施し、これからの課題に向け、今後も医師会と引き続き協議を重ねてまいります。

- ☆ 15. 認知症の早期発見・早期治療のため、65歳から84歳の介護を受けていない高齢者の特定健診、長寿健診受診者を対象に、TOP-Qにて疑い例を抽出しMMSE法にて健診をした事業者に1件当たり2,000円の助成をすること。

(健康政策部)平成28年度より大田区医師会が65～84歳の区民へ実施する認知症検診(MMSE法)に対して、大田区認知症検診モデル事業助成を開始しました。大田区ではモデル事業に対して申請に基づき1件につき1,000円の助成を行い、医師会とともに高齢者が安心して暮らせる地域づくりを推進しています。

今年度はまだ助成初年度であり、検診の実績等を検証し必要に応じて事業の見直しをしながら認知症の早期発見・早期治療につなげていきます。

- ☆ 16. 在宅医療連携調整窓口に対する支援を継続すること。

(健康政策部)在宅医療連携調整窓口につきましては、平成29年度も引き続き支援する予定です。

17. 障害者医療費助成制度対象者以外も含め、区内在宅酸素療法患者全員に電気代を助成すること。

(福祉部)区として独自に在宅酸素療法患者に電気代を助成する考えはありません。

18. 一部自己負担となったアスベスト検診を希望者全員に無料で行い、検診を周知徹底すること。

(健康政策部)区では平成19年度に、以前アスベスト関連工場があった場所の周辺住民を中心に、アスベスト健康調査を実施しました。これについては、短期間に調査結果を公表する必要性から、できるだけ多くの方に受診していただくために無料としました。

平成21年度からは、アスベストフォローアップ検診を実施しています。対象は、①前年度までのこの検診で胸膜プラークの所見が認められた方、②大田区に住民登録があり、アスベスト環境ばく露の心配がある方、であり、ご自身の健康管理の一助として、区民のだれもが受けられる検診としています。ただし、①の方は、自己負担免除としておりますが、②の方は、負担の公平性から自己負担金1,000円をお願いしております。

周知にあたっては、ホームページ、区報(年1回)を活用するほか、①の方に対しては、個

別にご案内の通知を送付しております（平成 28 年度送付実績 628 名）。今後も周知に努めてまいります。

- ☆ 19. 石綿肺の診断が難しい現場の医療の現状を踏まえ、呼吸器疾患に罹患する区民（特に高齢者）に対しては、専門医によるアスベスト検診を周知・勧奨すること。

（健康政策部） 同上

20. 70 歳以上で定期接種の対象とならない年齢を含め全ての高齢者に、肺炎球菌ワクチンなどの任意ワクチンを区独自の全額公費負担で行うこと。

（健康政策部） 高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチンは、平成 26 年 10 月 1 日付で定期接種化されました。71 歳以上で定期接種の対象とならない年齢には、区独自に一部費用助成を行っています。

21. 中小病院の廃業が深刻となっており、区民の命と健康を守るため中小病院存続に区も責任を果たすため、具体的支援をすること。

（健康政策部） 平成 27 年度、区内医師会及び病院関係者等をメンバーとする「おおた地域医療検討会」が開催され、大田区の地域医療が抱える課題について、その対応に関する提言を頂戴しました。

この提言に基づき、区として支援できることについて検討した結果、平成 29 年度に、区内病院耐震化に係る経営・建築診断に対する補助を実施することとしました。今後も提言に基づく支援策を、引き続き検討してまいります。

22. 地域医療機関の深刻な医師・看護師不足を解決するため、人材確保の支援をすること。区独自で看護師などの就職説明会（就職フェス）を開催すること。看護師等確保のための保育体制確保や家賃補助を実施し支援をすること。

（健康政策部） 医師、看護師の人材確保に関しては、一義的にはそれぞれの医療機関の努力により確保するものと考えています。大田区入院医療協議会看護師専門部会では、平成 24 年度から「レッツ・リナース 看護師再就職相談会」を実施してまいりましたが、平成 28 年度は、都及び都看護協会の協力のもと、対象範囲を新規就業者にも拡大し、さらに診療所、福祉施設、訪問看護等対象範囲を広げて、「看護師就職相談会」として実施いたしました。今後も、看護師等確保のためのより効果的な支援につきまして、検討してまいります。

23. 東京蒲田医療センターは成立した存続法の早期実施を求めるとともに、医師による分娩を早期再開すること、小児医療の充実を国や東京都に引き続き強力に働きかけること。

（健康政策部） 蒲田総合病院に関しては、平成 26 年 4 月より、運営主体が独立行政法人地域医療機能推進機構へ移管され、東京蒲田医療センターとなりました。分娩機能の再開につきましては、引き続き病院に区の実情を伝え、再開に向けて努力するよう申し入れてまいります。

24. 区内全ての医療施設は災害時に重要な役割を果たす施設であり、公共施設と同様に耐震化工事を区が責任を持って行うため、助成額を増額すること。

（健康政策部） 災害医療における病院の重要性にも鑑み、平成 29 年度は、区内病院の耐震化のための経営、建築診断に対し補助を行い、区内病院の基盤強化を支援してまいります。

- ☆ 25. 災害時のバックアップ体制について医師会・薬剤師会を中心に準備が進められている「大田区地域医療連携ネットワーク構想」は、災害時の混乱を軽減し、効率性の高い医療が提供されることになるので、区は支援を増やし、区の事業として参画すること。

(健康政策部) 患者情報等を共有し、災害時に活用を図ることは、多数発生する傷病者を効率的かつ的確に治療する上で有意義なことと考えます。

しかし、実現に当たっては、個人情報保護及び患者情報の電子化など、複数の課題がございます。

区では今後の動向を注視するとともに、引き続き、緊急医療救護所訓練を連携機能の実地検証をする機会としていただく等、取り組みへの協力を行ってまいります。

- ☆ 26. 経済的理由により医療を受けられない区民の救済を図るために、区内の無料低額診療事業を行っている医療機関を周知すること。

(健康政策部) 無料低額診療事業に関しては、第二種社会福祉事業として位置づけられており、区では生活福祉課が相談窓口となっていて、適切な案内を行っていることを認識しております。

- ☆ 27. 無料低額診療事業では調剤薬局が対象にならないため、国に制度改正を求めるとともに、青森市や旭川市のように区が費用の助成を行うこと。

(健康政策部) 院外処方箋による調剤薬局での支払いが対象外となっている無料低額診療事業に関しては、国や他自治体の動向を注視してまいります。

28. 荏原病院は東京都医療保健公社が経営する病院になったが、医師・看護師不足による一部病棟閉鎖が続き、分娩取扱い数も都立時代と比べ半減している。医師・看護師を確保し、閉鎖した病棟を再開し、分娩取扱い数を増やすこと。また、都立に戻すよう都に求めること。

(健康政策部) 荏原病院は、都立から公社経営に転換した後も、地域の中核病院として高度専門医療を提供するとともに、救急医療、災害医療や感染症医療などの行政的医療も継続して実施しております。病院に対しては、適正な運営が図られるよう、今後も要請してまいります。

29. 大田区小児救急支援事業は 2014 年に事業終了し、「大田区子ども平日夜間救急室」で継続されているが、小児緊急医療体制の機能充実のために医師出動費の増額をすること。

(健康政策部) 大田区小児救急支援事業は、小児救急医療現場の疲弊を改善し、小児救急医療の充実を図るため、緊急的な措置として、平成 24 年度から 3 年間実施し、一定の成果を見ることができました。また、大田区子ども平日夜間救急室(平日準夜小児初期救急診療事業)は、東邦大学医療センター大森病院に委託し、区内 3 医師会のご協力を得て実施している事業で、平成 28 年度で 10 周年を迎えることができました。

引き続き、小児救急医療体制の充実を目指してまいります。

30. 区民の健康相談とサポート、健康増進活動、夜間診療などのための健康プラザをつくること。

(健康政策部) 区民の健康づくりの推進には、健康政策部全体で取り組んでいます。区民にとって身近な各地域健康課では乳幼児健診や健康相談・健康教室を行っています。また、区内の医師会や歯科医師会、薬剤師会に委託して、平日夜間・休日・土曜診療体制を整えています。

現在、健康プラザを設置することは検討しておりません。

31. 区内で医療介護の活動している中小病院・診療所が、地価も物価も高い都内で事業をすることが困難であることから、地域医療を守るためにも、医師会から提案されている「地域包括ケア複合施設」を創設するため区が支援すること。

(健康政策部) 国が推進している地域包括ケアシステムは、住み慣れた地域の中で医療・介護のサービスを受けながら、安心して生活していく仕組みを構築することと認識しています。

高齢者の住まい・医療・介護を支える機能を一か所に集中してサービスを提供する「地域包

括ケア複合施設」の考え方は、施設の設置場所、整備手法、運営方法や財政的な問題等から、直ちに実現するのは困難と考えます。

しかし、頂いた提案は貴重なものであり、大田区の施策展開に参考にさせていただいております。

32. 大田区議会が全会一致で採択した請願に基づき、診療所ではなく総合病院の誘致を積極的に行うこと。

(健康政策部) 東京都は平成 28 年 7 月に東京都地域医療構想を策定し、また、東京都地域医療構想において掲げたグランドデザインの実現に向けて地域ごとの自主的な取組を推進するため、構想区域ごとに地域医療構想調整会議を開催しております。区ではそこでの協議内容も踏まえながら、情報の提供や共有を進めてまいります。

33. 熱中症予防のために、生活保護世帯以外の低所得者世帯にクーラー設置・修理費の助成と電気代の助成を更に内容を拡充して行うこと。また、クールネックを毎年配布すること。

(福祉部) 熱中症は、高齢者がかかりやすい傾向がありますが、適切な予防により防ぐことができるため、正しい知識の指導、啓発に努めております。継続して周知することによる啓発効果を見込み、平成 29 年度も今年度同様に実施する予定です。

34. 後期高齢者医療保険加入者に 2012 年度まで行っていた「夏季区営プール利用引換券」配布事業を復活すること。

(区民部) 後期高齢者医療制度被保険者の「夏季区営プール利用引換券」の配付につきまして、利用率が低く平成 24 年度で事業を終了させていただきました。

なお、区では健康を保持・増進するための事業として「水中ウォーク」講習会や「いきいき公園体操」など各種の事業を実施しています。また、(公財) 大田区体育協会では初心者スポーツ教室として「水泳教室」を実施しております。

## 五. 尊厳ある生をまっとうするための介護保険に

- ★ 1. 2016 年度から要支援 1・2 の方々は国の介護保険事業から外され新総合事業に移行された。シルバー人材センターの絆サービスや、老人いこいの家を使った通所介護サービスが始まったが、前年度までと同様に一人一人の実情に応じた介護サービスが受けられるようにすること。

(福祉部) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業は、専門的なサービスが必要な方には、従来どおりの専門性を有したサービスを提供し、その他の多様なサービスも充実することで、選択できるサービスの幅が広がります。この事業は、地域包括支援センターによる最適なケアマネジメントにより、利用者にとってこれまで以上に、真に必要なサービスを安心して、受けることができるものとなっています。なお、老人いこいの家を活用した体操事業は、一般介護予防事業のため通所介護サービスではございません。

- ☆ 2. 要介護 1・2 の方々への生活援助・福祉用具貸与・福祉用具購入の介護サービスを介護保険事業から削減しないよう国に求めること。

(福祉部) 平成 28 年末に国が示した制度の見直し案では、要介護 1・2 の方の訪問サービス(生活援助)について、保険給付からの市区町村の地域支援事業への移行は見送りとなっております。また、福祉用具貸与や購入に関しては、用具の価格公表や貸与の際の上限価格設定を行うなどの見直しにとどまっております。区としては、国の動向等を踏まえて、適切に対応してま

います。

3. 要介護3以上が特養の入所要件となり、一定の所得があれば利用料が1割から2割に倍増した。これらの制度改悪を元に戻すことを国に求めるとともに、区が独自で現行サービスを継続実施すること。

(福祉部) 区では優先入所制度により、今までも要介護の重い方を中心に入所していただき、要介護1・2の方でも入所の必要性が高い方(特例入所の要件に該当する方)については現行でも入所できる制度となっております。

また、高齢者の人口増加に伴い、介護を必要とする方に介護サービス等の提供を継続的に行うため、現役世代の過度な負担を避けるとともに、高齢者世代内での負担の公平化を図る必要があります。このため、一定以上の所得がある方は2割負担をしていただいています。利用者負担には月額上限が設定されていることから、負担割合が2割になっても、対象者全員の負担が必ず2倍になるものではありません。

- ★ 4. 低所得者にたいする保険料・利用料の区独自の減免制度をさらに拡充すること。

(福祉部) 住民税非課税世帯の保険料は、所得段階別の保険料制度により配慮がされています。その上で、大田区独自に世帯の収支状況を考慮した保険料減額制度を実施しております。

介護サービス利用料の区独自施策については、住民税非課税世帯で要件を満たす人を対象に、21年7月から利用者負担軽減制度を実施しております。

5. 生活援助時間短縮分について区が支援し、必要な介護サービスが確保されるよう努めること。

(福祉部) 訪問介護における生活援助については、サービス提供の実態を踏まえた上で、そのニーズに応じたサービスを効率的に提供する観点から、時間区分の見直しが行われております。介護に従事する限られた人材を効果的に活用し、より多くの利用者に対して、適切な生活援助サービスが提供されるよう、介護報酬改定の趣旨の周知を図ってまいります。

- ★ 6. 特別養護ホーム待機者は、2016年9月現在で1,275人という状況である。介護基盤計画を見直し、小規模を含めて待機者数に見合った具体的な数の増設計画にすること。低所得者、特に国民年金受給者でも入所できる特別養護老人ホームの増設計画を作ること。

(福祉部) 特別養護老人ホームは、3施設195床を今年度開設いたしました。さらに、矢口三丁目に30床、千鳥二丁目に84床の整備計画を現在進めております。

今後とも利用状況等をもとに必要な数の把握に努め、民間事業者による計画的な整備を進めてまいります。

- ☆ 7. 西糀谷1丁目の旧気象庁住宅跡地は都市計画道路の予定地であるが、道路を除いても約2,000㎡あり、小規模特養ホームなどを建設できるよう、区が支援すること。

(福祉部) 西糀谷一丁目の国有地については、国が区内の社会福祉法人を処分相手として決定しました。今後は、東京都の補助協議に向けて必要な支援を実施してまいります。

8. 老人保健施設・緊急ショートステイの拡充、認知症グループホームを当面100ヶ所増設すること。小規模多機能施設を増設すること。空き公有地の情報の収集に努め、民間事業者が応募するのを待つのではなく、公有地の活用を図り基盤整備計画をつくり推進すること。

(福祉部) 老人保健施設については平成28年7月に1施設116床を開設しました。緊急ショートステイは、区として現在5床確保しているほか、平成27年度の介護保険制度の改正により、緊急短期入所に係る加算については、緊急時の円滑な受入れが促進されるよう見直しました。

認知症高齢者グループホームについては、大田区は整備数、整備率ともに23区の中で上位にあり、今後も第6期介護保険事業計画に基づき整備を進めてまいります。

公有地については、高齢者施設の整備に向けて、区のみならず、国や都といった公有地情報の収集にも努めてまいります。

9. 認知症グループホーム開設時の区独自の助成制度を創設すること。

(福祉部) 大田区は、23区において定員数、施設数とも上位であり、整備率も平均を上回るなど整備を進めております。さらに、昨年度から地域医療介護総合確保基金を活用した開設準備経費の助成を設け一層の整備促進を図っております。補助金を活用していない施設もあり、区独自の補助制度を設ける考えはありません。

10. 障害者（ことに視覚、聴覚障害者）が安心して生活できる介護施設をつくること。

(福祉部) 高齢に伴い視力や聴力が衰えても、施設内で生活を継続している方もおります。急速に高齢化が進む中で、障がいの有無に関わらず、入所者の個々の状況に応じて適切な介護サービスを提供していくため、介護従事者の質の向上や、介護と障がい部局との連携等について、区としても積極的に取り組んでまいります。

11. 介護労働者は低賃金、厳しい労働実態となっているため離職者が多く現場では人手不足が深刻となっている実態を把握すること。介護報酬の引き上げを国に求めることや区独自でも引き上げを行うこと。抜本的な支援策を進め、利用者のサービス低下につながらないようにすること。

(福祉部) 平成27年度の介護報酬改定では、国が賃金・物価の状況や介護事業者の経営状況などを踏まえ、全体でマイナス2.27%の改定率となり、介護職員の賃金は、これまでの処遇改善加算に新たに月額1万2千円程度を上乗せし、合計で2万7千円程度の引き上げを行っております。さらに、平成29年度介護報酬改定においては、昇給の仕組みの整備を行うことにより、月額1万円程度を上乗せし、合計3万7千円程度の加算の算定が可能となっております。大田区としましては、処遇改善加算については介護保険制度の中で適用されるべきものと認識しております。また、処遇改善加算に関する実態把握については、給付実績をもとに実態の把握に努めてまいります。

12. 介護施設で働く介護従事者の賃金・労働条件の改善は、処遇改善加算だけでなく区も支援すること。保育士等の宿舍借り上げ支援事業や社会福祉法人池上長寿園の事例と同様の支援を介護従事者にも行うこと。

(福祉部) 区は、これまで「おおた福祉フェス」の開催支援による介護人材確保に向けての支援や新規雇用職員定着のための研修等を実施してきたところです。宿舍借り上げの助成については、今年度から東京都において「東京都介護職員宿舍借り上げ支援事業」が開始されました。この事業は、都内に所在する介護保険事業所等で、福祉避難所の指定等を受けている事業所を運営する事業者に対し、職員宿舍の借り上げに必要な経費の一部を助成するものです。区としては、今後の国や都の動向を慎重に注視し、その動向を踏まえ、適切に対応してまいります。

13. 日中独居・同居家族の有無など高齢者の実態に合った適正な介護サービスが受けられるよう区は独自の支援をすること。特に、病院の待ち時間などの付き添いの介護サービスを対象とすること。

(福祉部) 介護保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものです。引き続き適正な介護給付に努めて

まいります。また、単なる待ち時間については、介護保険給付の対象にはなりません。

#### 14. 地域包括支援センターについて

- ★ ① 高齢者人口が増え、独りまたは夫婦のみの世帯が増加しているため、地域包括支援センター（さわやかサポート）の役割が増大している。特別出張所単位ではなく、少なくとも中学校区に1つ（28ヶ所）作ること。区民への広報に努め、全ての高齢者に郵送で知らせるなど、周知徹底をはかること。

（福祉部）地域包括支援センター（さわやかサポート）については、地域に身近な特別出張所の区域を基本に設置することで、地域力を活かした高齢者を支援する体制づくりを進めていることから、中学校区ごとに設置する考えはありません。なお、特別出張所の区域に設置されていない「田園調布地区」に、平成28年4月に地域包括支援センターを新設しました。区報やホームページなどの広報媒体での周知や、高齢者見守りキーホルダー登録事業をはじめとする高齢者見守りネットワークを推進する中で、周知を行っています。

- ② 高齢者が利用しやすい施設にするため、全て1階に設置すること。

（福祉部）高齢者をはじめとする利用者が、更に利用しやすい施設となるよう努めていきます。

- ③ 高齢者見守り体制の充実のため、見守りキーホルダーの対象者全てが登録するよう区民に周知すること。独りまたは夫婦のみの高齢者世帯が増加している中で見守りコーディネーターは重要である。見守りコーディネーターがその職務に専念できる人員配置を行うこと。

（福祉部）高齢者見守りキーホルダー事業は、区内在住の65歳以上の方全てを対象としており、費用も無料としています。区はあらゆる機会を捉え、この事業の周知を図り、登録率のアップを図っています。

人員配置については、担当区域の高齢者人口の規模など地域の状況に応じた人員を配置しています。なお、見守りコーディネーターは、継続的な地域とのネットワークづくりを引き続き行っています。高齢者の見守り体制の構築は見守りコーディネーターを中心としながら、地域包括支援センター職員全員で組織的に行っています。

- ★ ④ 老人いこいの家を使った「シニアステーション」事業に要支援1・2の方の通所介護事業を移行せず、従来通り継続すること。

（福祉部）総合事業では、週1回の通いの場を充実することで、利用者にとって多様なサービスを提供し、利用することが可能となるため、区は適切に実施してまいります。なお、シニアステーションでは、一般介護予防事業を実施しており、通所介護事業は行っておりません。

- ☆ 15. 西糀谷老人いこいの家は閉鎖しないこと。区が代替施設として提案している（仮称）糀谷駅前高齢者施設は今までのように自由に使用することが困難であり、老人いこいの家の機能を果たすことができない。また、東糀谷老人いこいの家は現在地から1.1kmも離れており、足の不自由な高齢者は利用が困難である。

（福祉部）西糀谷老人いこいの家は築42年経過しており、施設全体の老朽化が進行しています。また、敷地が接道していない既存不適格建築物であり、将来の建替えもできない状況です。「大田区公共施設適正配置方針」の考え方を踏まえ、閉館します。

- ☆ 16. 第7期介護保険事業計画では、介護サービスの削減が懸念されている。介護が必要な方々の生

活が脅かされ、介護の重症化が心配されている。制度の改悪をしないよう国に強く要望すること。

(福祉部) 社会保障審議会介護保険部会による軽度者への支援、給付のあり方等に関する意見を踏まえ、適切な介護保険事業の執行及び第7期介護保険事業計画の策定に努めます。

17. 調査公表手数料は介護保険制度で規定しているにも関わらず介護保険事業所の負担となっているため、補助を実施すること。

(福祉部) 介護サービス情報の公表制度は、利用者がより適切に事業所を選択できるよう支援する仕組みであり、選ばれる個々の事業者も受益者となることから、手数料を徴収することとなっています。このような制度の趣旨から、補助の実施をする考えはありません。

- ☆ 18. 介護保険認定調査員の研修を充実させ、高齢者の尊厳を守る対応とすること。高齢者の実情に応じた不服申立ができるようにすること。

(福祉部) 大田区では、毎年、認定調査員に新規研修及び現任研修を行っております。

また、厚生労働省が開催する認定調査員能力向上研修や、東京都が開催する認定調査指導員研修等にも職員を派遣し、能力の向上に努めております。要介護認定及び要支援認定に関する処分については、介護保険法に基づき東京都介護保険審査会に審査請求することが可能です。

## 六. 子育て支援・高齢者・障害者福祉のために

### 子育て支援のために——保育園に関係すること

- ☆★ 1. 2017年9月から認可保育園の保育料が改定されるが、児童の約65%、総額1億7000万円の負担増となる保育料の値上げは行わないこと。

(こども家庭部) この度の改定は①公平性の視点、②受益と負担の関係性の視点③少子化対策の視点④子どもの貧困対策⑤保育の質の確保の視点の5つの視点を踏まえて見直すものです。引き続き安心して出産し、子育てしやすい環境整備のために、多角的な視点から子育て支援策を推進してまいります。

2. 保育の公的責任と質を守るため、区立保育園の民営化計画や、給食調理の民間委託を中止し、元に戻すこと。区立保育園を増設すること。

(こども家庭部) 多様な保育ニーズに応えるためには、民間の活力や創意工夫を活かし、柔軟で機動的な保育サービスを提供していくことが必要です。区立保育園については、18園を地域の保育水準向上のための拠点園と位置づけ、その他については順次民営化していきます。

また、保育園給食についても、「保育園における給食調理業務委託の推進方針」に基づき職員の退職状況等を勘案して調理業務の民間委託を進めてまいります。

また、待機児解消のため今後も認可保育所をはじめ多様な保育サービスを整備してまいります。

- ★ 3. 来年度までに認可保育園を希望した全ての児童が入園できるようにすること。それに見合う認可保育園の増設をすること。

(こども家庭部) 東京都が策定した「待機児解消に向けた緊急対策」の補助事業等を活用するとともに、関係部局や地域との連携を推進いたします。また、認可保育所をはじめ、多様な保育サービス基盤整備を積極的に進めてまいります。

- 待機児解消は、認可保育園の増設で対応し、都知事も進める国・都・区の遊休施設や公有地、民有地活用などで、増設すること。

(こども家庭部) 都から情報提供される都有地等を積極的に活用し、地域の保育需要に適した保育施設を整備してまいります。

- 育児休業から復帰した園の職員、また子どものいる職員を雇用している場合の職員調整のための補助を拡充すること。

(こども家庭部) 平成 27 年度からは、保育の質の向上及び子育て中の職員の勤務軽減等を目的とし、法外援護費において常勤・非常勤を問わず国及び区の基準を超えて施設独自の保育士を配置している場合に、特例保育の人数に応じて加算の対象としております。

- 東京都民間社会福祉施設サービス推進補助の地域子育て推進加算で廃止になった補助項目について、都に復活を求めるとともに、大田区で同等の補助する仕組みを構築すること。

(こども家庭部) 東京都では、社会福祉法人等が設置する保育所を対象とした「旧東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助」を平成 27 年度より廃止し、新たに「保育士等キャリアアップ補助」及び「保育サービス推進事業」が創設されました。

地域子育て支援は、新制度において「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられ、区市町村が地域の実情に応じて実施することとされています。区としては、法外援護費の「保育所地域活動事業（世代間交流等事業、異年齢児交流等事業、育児講座・育児と仕事の両立支援事業、地域の特性に応じた保育需要への対応）」を設けており、本事業の有効活用をお願いしたいと考えております。

- 安全ですこやかな成長を保障するため、保育室の面積基準を拡充するよう都に求め、これ以上の縮小には反対すること。

(こども家庭部) 保育室の面積については、「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」に定める基準を踏まえ適切に対応してまいります。

- 子どもたちの命と権利を守り、安全安心な保育を最優先とするため、予算の拡充や制度の充実を国に求めること。小規模保育所など地域型保育所も保育士全員を有資格者とする。無資格者に対しては資格取得ができるよう援助を強めること。

(こども家庭部) 小規模保育事業をはじめとする区が認可権者となる地域型保育事業についても、児童の安全安心のために区としても手立てを講じています。

子ども・子育て支援法により、小規模保育事業については保育従事者全員を保育士資格者であることを要件とする事業類型 A 型と 5 割以上を保育士とする B 型が定められています。区では、保育の質の一層の確保の観点から、B 型における有資格者割合を 6 割以上としています。また、無資格者についても区で必要な研修を実施し、若しくは都道府県が行う研修の修了を要件としています。

安全性を高めるための取り組みとして、基準職員以上の非常勤保育士や保健師・看護師の加配を促すための区独自の運営費加算も設けています。

保育士資格の取得につきましては、国・都の資格取得支援事業に基づき、区として対象者への補助を行っており、更なる制度活用に向けて周知促進を行ってまいります。

区として集約できる保育現場の要望等につきましては、関係機関との連携のもとで、適宜、都・国等に対して発信し、制度の充実へとつなげていきたいと考えております。

9. 私立保育園に対する職員処遇向上のために、職員処遇費を引き上げるよう都に求めること。更に現行の法外援護を拡充すること。

(こども家庭部) 待機児対策に各自治体取り組み、保育士の確保が喫緊の課題となっております。そのような中で各園の安定的な運営のために、保育士の処遇の向上は不可欠と考えております。

平成 27 年度から開始した処遇改善等加算や、法外援護費においても職員処遇費を継続して計上してまいります。

保育現場の処遇改善は、区独自の補助として「(仮称) 保育士応援手当」の支給を平成 29 年度から開始する予定です。

10. 大田区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金は、調理師、事務職員など全ての保育労働者を対象とし、さらに拡充すること。

(こども家庭部) 平成 28 年度から調理師も対象にしています。対象の拡充にあたっては、補助の目的(人材確保・定着支援による保育の質の向上)に照らし合わせ、検討してまいります。

11. 保育士不足を解消するため、保育の専門学校や短大・大学に行くための区独自の給付型奨学金制度を実現すること。

(こども家庭部) 保育士資格取得を支援する施策として、国・都の事業に基づく現任保育従事職員等資格取得支援事業を行っています。この制度では、保育士試験受験料等に係る経費、養成施設卒業により資格取得する場合の受講料等の補助を行います。

資格取得の更なる奨励にあたり、奨学金等の方法の是非も含め、国・都や他自治体の動向等も踏まえながら検討を進めていきたいと考えます。

12. 保育園の保育料を引き下げること。高過ぎる認証保育所、定期利用保育室など認可外保育の保護者負担は、認可保育園と同額となるよう補助を増額すること。

(こども家庭部) 保育料につきましては、大田区保育園・学童保育保育料検討委員会の報告書に基づき見直し、国の利用者負担額を更に多階層化し、保護者の負担能力に応じたものとしております。

また、低所得階層に配慮した軽減措置を拡充しております。なお、認証保育所については、保護者負担補助を拡大し実施いたします。

13. 保育ママ事業について、児童の欠員対策費の増額、支援体制を強化すること。

(こども家庭部) 家庭福祉員(保育ママ)については、多様な保育サービス提供の一翼を担う制度であり、制度充実に向けた勘案等は適宜行っております。

支援制度の内容については、他自治体における補助額も考慮しながら、基本運営費の増額、時間外保育に係る補助を新設するなど処遇改善へとつながる支援の充実を図っています。

欠員対策費については、現在、家庭福祉員事業では利用者が登録後の紹介待ちの状況にあります。ある一定期間においては欠員状態が生じ得るかもしれませんが、当該項目の増額よりは保育に係る補助項目の拡充を図ることが、より効果的と捉えて、適宜の見直し等を行っているところであります。

14. 認可外保育施設への補助金を増額すること。

(こども家庭部) 東京都の認証保育所を利用する保護者を対象に「認証保育所児童保護者負担軽減補助金」の交付事業を行っています。

平成 29 年度では、東京都の待機児解消に向けた緊急対策の制度を活用し、補助月額を増額（上限単価 30,000 円から 40,000 円に増額等）するなど、更なる認証保育所の利用につながるよう制度の改正を行っています。

15. 父母の要望に応じて認可保育園での夜間保育、休日保育などを拡充すること。また、実施保育園の要望をよく聞き、毎年利用実績調査をし、実態にあった支援を強化し、休日保育事業の加算を増額すること。

（こども家庭部）休日保育は現在区立民営園 8 園で実施しています。平成 27 年度は年間延べ 78 人の利用実績でした。平成 28 年度では、平成 29 年 1 月末現在、33 人の利用実績があります。現制度では、月当たりの保育必要量を認定することとしており、保育の必要量の範囲で施設を利用することとしております。区としましては、雇用形態が多様化する中で、必要な区民に休日保育の提供ができるよう、実施体制について様々な角度から検討してまいります。

夜間保育(夜 10 時まで)については認証保育所の一部で実施しております。

16. 病児・病後児保育を大幅に拡充するため、計画を作ること。少なくとも各特別出張所管内に 1 か所は整備すること。

（こども家庭部）病児・病後児保育については、回復期に至らない病児を対象とする医療機関併設型はもちろんのこと、病後児を対象とする施設でも医療機関との密なる連携のもとで事業実施をする必要があります。平成 28 年度は 1 施設を増設し、平成 29 年度は定員増を図ります。今後も医療機関等の協力をいただきながら、検討を行ってまいります。

17. 乳幼児の安全のために、災害などの緊急の場合に備え、2 階以上に保育室のある保育園の保育士配置を増員させること。また、延長保育はパート職員で対応するのではなく正規職員（有資格者）を配置して実施すること。

（こども家庭部）現在、1 階と 2 階に分かれて保育している施設については連絡機器などの配備を行い、職員間の連絡体制を確立しております。

災害などの緊急の場合に備え、常時、避難訓練などを行っていることから、保育士の「二階建て配置」を行うことは考えておりません。保育士配置につきましては、適正に配置しております。

また、延長保育につきましては、法外援護において実施施設が常勤保育士を配置する経費の補助を行っているほか、延長保育事業費としてパート職員の雇用に要する経費補助も実施しております。

18. 園庭のない保育園が増えているため、代替遊戯場に移動するために必要な保育士配置を増員させること。

（こども家庭部）保育士配置につきましては、保育児童数に見合った職員数を適正に配置するよう努めておりますが、代替遊戯場に移動するための保育士配置の増員は考えておりません。

19. 保健所が創設した「24 時間だれでも使える AED」の購入設置補助では、園内への設置ができないので、区の責任で全ての保育施設に AED を設置すること。

（こども家庭部）平成 29 年度予算においては、民間保育施設に対して、AED を初めて設置する際の購入費用の一部（一施設当たりの上限額 39 万円）を保育サービス課として独自に補助する制度を創設し、予算計上しております。AED が未設置の保育施設について、この制度のご活用を促し、区の保育施設の安全面を強化してまいります。

20. 雇用情勢が悪化しているため、保護者の求職期間中の保育実施期間を 2 か月から 5 か月に戻すこと。

(こども家庭部) 低年齢児クラスにおいては入所できず待機している児童が多数いるため、求職中における保育の実施期間延長は困難と考えます。

21. 感染症に罹患後の「登園のめやす」の期間終了前・後に関わらず、医師の診断に従って作成した「登園届」の提出で登園できるようにすること。

(こども家庭部) 園児が感染症に罹患し「登園のめやす」の期間経過後に登園する場合は、保護者が医師の診断に従って作成した「登園届」の提出をお願いしています。

ただし、「登園のめやす」の期間終了前に、登園可能と医師に診断され、登園を希望する場合は、感染症の拡大防止のため、医師の診断書の提出をお願いしております。

22. O-111、O-157、新型インフルエンザの感染症対策など子どもの命、健康を守るため、区立、私立保育園とも全園に看護師を配置すること。また、栄養士は巡回指導では不十分なため、全園に配置すること。

(こども家庭部) 保育園の保育士、看護師、栄養士等の配置については、それぞれの配置基準に基づき適正に配置しており、看護師を配置していない保育園においても「保育所保育指針」に基づき、医学的な指導など嘱託区の協力も頂きながら園児の安全の確保・健康の増進に取り組んでおります。

また、栄養士については公定価格の中で、看護師については区法外援護の中で助成を行っているところです。

23. 複数のアレルギーを持つ子どもの対応ができるよう、調理師・栄養士の増員、給食関係費の補助の増額など、アレルギー児対策支援の拡充をすること。

(こども家庭部) 食物アレルギーを持つ児童が増える中、児童の健康の保持及び増進、並びに安全の確保は、重要であると認識しております。

現行の公定価格において、食事の提供にあたり、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に対し、栄養管理加算が加算されています。

さらに、保育サービス推進事業補助金においても、アレルギー児対応として、対象児童数に応じた補助が行われています。

なお、大田区としましては、厚生労働省が作成した「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」や東京都が発行した「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」等を踏まえ、平成 25 年度に「大田区アレルギー緊急対応の手引き」を作成し、配布しておりますので、ご活用いただき、必要な対応を引き続きお願いいたします。

今後も国や都の動向を踏まえ、区として必要な対応や支援を行ってまいります。

24. 大規模災害時に児童の安全確保を図るために、全ての私立保育所へ緊急地震速報の受信機を導入すること。特に災害時に重要である保護者へのメール配信は全認可保育所で実施できるように、対策すること。

(総務部) 学校は生徒数が多いこと、また施設が広く、授業中は各教室を行き来するなどの理由から、生徒、教職員が速やかに避難行動が行えるよう、平成 26 年度区立小中学校に緊急地震速報の受信設備を導入しました。

区立を含め保育園は、施設の規模も比較的小さく、園児たちの施設内での活動場所が限られていること、また施設内での職員間の連絡が比較的容易であることの原因から、受信設備の導入は現在のところ考えていません。

また、防災危機管理課で導入している安心・安全メールの配信サービスにつきましては、引き続き、保護者を含め区民への周知・普及活動を行ってまいります。

(こども家庭部) 現状では、私立保育所へ緊急地震速報の受信機を導入することは考えておりませんが、大規模災害時に児童の安全確保を図ることは、大変重要であると認識しております。区では、児童の安全確保対策として、災害発生時に保護者が帰宅困難となった場合を想定して、保育施設に3日間分の園児用備蓄食料・保存水に対する経費補助を実施しています。

なお、災害時にこどもの安全を確保するためには、私立・公立保育所の協力体制が必須となります。保育園の防災対策としましては、平成27年度に「保育園防災のてびき」を配布させていただいたところですが、区内保育施設における災害対策については、防災危機管理課など区の関係部署とも連携した対策を進めてまいります。

☆ 25. 私立保育所の災害対策として、震災だけでなく土砂災害も含めた総合災害対策を示すこと。

(総務部) 現在、東京都により土砂災害警戒区域の指定が進められています。今後、該当地域の方々に対しては個別に説明会を実施する予定です。

(こども家庭部) 区立保育所の災害対策や、防災危機管理課の防災事業などの調査を行い、土砂災害も含めた総合的な災害対策を講じることが可能か研究してまいります。

26. 私立保育所の延長保育事業費補助は、20名を超えた場合、5名刻みなど、人数に応じて補助額を増額すること。

(こども家庭部) 延長保育事業を実施している園に対し、区の法外援護として、延長保育事業費補助を実施しております。

加えて、定額補助として保育士配置加算及び緊急運営費の加算を行っているほか、実績人数に応じたパート保育士経費及び補食費の支援を行っており、特別区の中でもかなり高い水準の補助額と認識しております。

今後も延長保育の実績を把握しつつ、実態に応じた補助の仕組みにつきましては、引き続き検討してまいります。

27. 区から民間委託する保育所の大規模修繕や改築の時期を早急に明らかにすること。修繕が必要な園舎は、規模に関わらず区が責任を持つこと。

(こども家庭部) 民間委託する保育園の大規模修繕や改築については、区立保育園と同様に「大田区公共施設整備計画」に基づいて進めていきます。施設ごとの状況を考慮し、それぞれの実施計画が作成された段階でお知らせする予定です。

大規模修繕が必要な園舎につきましては、基本協定及び建物等使用貸借契約に則って、区の責任を果たしていきたいと考えています。

28. 全ての私立認可保育園に事務職員を雇用できるよう予算を拡充すること。

(こども家庭部) 子ども・子育て支援新制度においては、認可保育所の必要人員配置として事務職員1名の配置が求められており、公定価格にその職員分が含まれております。また、事務職員雇上加算を認定した施設については、公定価格の支給対象となります。

なお、区の法外援護において、事務職員を常勤で雇用している場合、職員処遇費の対象とし

ております。

- ☆ 29. 11 時間保育対策費の増額および施設独自保育士費の対象者に無資格者も含めること。

(こども家庭部) 待機児対策に各自治体取り組み、保育士の確保が喫緊の課題となっております。そのような中で各園の安定的な運営のために、保育士の処遇の向上は不可欠と考えております。

「11 時間保育士加算」については、平成 27 年度の新法施行に伴い、公定価格の算定の中に 11 時間開所分の保育士数を含むことになったため、用途が重複することから、区法外援護の整理項目の対象となった経緯があります。その結果、平成 28 年度から職員の雇用形態による配置基準の緩和とともに支給額の減となったものの、私立保育所の現状や保育の質の確保といった面を重視し、加算項目を残すことができました。

平成 29 年度も、前年度と同様の内容を維持しているところです。

また、「施設独自保育士費」については、常勤や非常勤を問わず対象とし、基準よりも多くの保育士を配置している施設に対し補助をすることにより、保育の質をより高めることに配慮しております。

法外援護費全体においても、平成 29 年度は現行水準を維持する方向で進めています。なお、職員の処遇改善については、国や都における取り組みを注視し、様々な角度から検討を進めてまいります。

## 子育て支援のために——学童保育・児童館に関すること

- ☆☆ 30. 少子化対策のため、2017 年 9 月からの学童保育料の値上げは撤回し、無料にすること。

(こども家庭部) 学童保育料は定額制となっておりますが、受益と負担の関係性、低所得世帯や多子世帯などに対しては、世帯の状況に応じて減額・減免制度を設定しています。

また、新たに子どもの貧困対策の視点から、減額の対象に小学校の就学援助を受給している児童を加えました。

なお、学童保育料は平成 29 年 4 月から改定いたします。

31. 児童館の民間委託は中止し、区が責任をもって直営で行い、質の維持・向上を図ること。児童館の廃止計画は見直すこと。

(こども家庭部) 子育て支援サービスの拡充のため、今後も児童館の運営業務委託を図ってまいります。学童保育時間の延長など多様な子育て支援ニーズに対して、より迅速、柔軟に対応するため、事業者のノウハウを活用した運営を進めています。

委託事業者に対しては、委託開始前に必要な保育に関する研修及び現場引継ぎを実施するとともに、委託開始後については、サービスの質の維持・向上のため、運営状況の確認など区が責任を持って対応しております。

32. 児童館での学童保育を廃止せず、希望する全ての児童が児童館での学童保育を受けられるよう、正確な希望児童数を把握し、学童保育の待機児童解消の計画を持つこと。

(こども家庭部) 児童館での学童保育については、区内全小学校で実施する放課後ひろばに順次移行してまいります。

33. 放課後ひろば事業は、学童保育と放課後子ども教室の一体化で行わないこと。大田区が築き上げてきた学童保育事業を拡充させること。私立の小学校や特別支援学校に入学した児童にも、

学童保育を保障すること。

(こども家庭部) 放課後児童の居場所づくりに対する多様なニーズに応えるため、放課後ひろば事業は、放課後子ども教室事業と学童保育事業を小学校施設を活用し、一体的に整備・実施しております。

放課後ひろば事業は、安全安心な放課後の居場所として、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、学童保育事業と放課後子ども教室事業を一体的に実施するものです。

放課後ひろばでの学童保育事業は、児童支援員の資格要件や専用面積など条例で定めた基準に基づき実施しており、開設後も区職員により委託事業者の運営内容を随時確認し、保育水準を確保しております。

なお、私立小学校や特別支援学校に通われる児童に対しても、区立小学校の児童と同様に、申請、審査という手順を踏まえ、放課後ひろばや児童館等で学童保育をご利用いただいております。

34. 児童育成指導員は専門性・継続性を保障するため正規職員にすること。

(こども家庭部) 児童育成指導員については、必要な資格を要する専門性を確保してまいります。

35. 障害児の学童保育が、希望者全員に利用できるよう更に拡充すること。

(こども家庭部) 現在全ての施設において、支援が必要な児童を受け入れています。今後ご希望に応じて学童保育をご利用できるようにしてまいります。

## 子育て支援のために——その他

- ★ 36. 少子化対策のため、健康保険から支給される出産育児一時金と出産費用の差額分を区独自で支給すること。

(区民部) 出産費用の現状においては、個々の医療機関により分娩費以外のサービスにより付加価値をつけ出産費用が高額となっている事例も見受けられます。

国保の保険給付として行う場合は、財源の問題も生じます。国保は一般会計から多額の繰入をして維持運営を続けております。従いまして、現状では、国保事業として、大田区独自で差額補助を行うのは困難です。

37. 妊婦検診を完全無料にし、母子の命と健康を守ること。

(健康政策部) 妊婦健康診査費用の公費負担及び里帰り等妊婦健康診査費用の助成は14回分まで実施しています。妊婦健康診査は健康保険が適用されない自由診療のため医療機関により費用に差があり、健診項目が異なる場合もあるため、区では区民に対する公平性の観点から、一定額を公費により負担しております。

また、妊婦健康診査は、受診者の利便性向上のため東京都、東京都医師会、特別区、市及び町村の協議により、都内共通の内容で相互乗り入れにより実施しており、大田区だけが助成額を変更することは困難です。

38. 不妊治療に対して、都の制度だけでは不十分なので区として助成をすること。

(健康政策部) 不妊治療に関しては、国において検討されているため、今後も国の動向を注視してまいります。現在のところ、区として費用を助成することは考えていません。

39. 子育て世帯への家賃補助を行うこと。

(こども家庭部) 現状では、子育て世帯への家賃補助を行っておりませんが、現在国が進めている、民間賃貸住宅や空き家を活用した新たな住宅セーフティネット制度創設の動きに注視していきたいと考えております。

(まちづくり推進部) 住宅政策の取組みとして、子育て世帯への家賃補助制度を創設する予定はありません。

40. 子ども家庭支援センターは、各地域庁舎管内に少なくとも1ヶ所設置すべきである。糀谷・羽田地域にも増設すること。

(こども家庭部) 子ども家庭支援センターは、大森を本部として、蒲田・洗足池・六郷の4か所に設置しております。糀谷・羽田地域にお住まいの方々は、京浜急行やバスの利便を活かし、子ども家庭支援センター蒲田・六郷・大森をご利用いただいております。今後も子ども家庭支援センター各所が連携し、総合的な子育て支援に取り組んでまいります。

41. 大田区にも早期に児童相談所を設置するため、土地の確保や専門職員の配置など、都と十分に協議をし、計画を進めること。

(こども家庭部) 法改正を受けて、児童相談所の設置に向けた庁内の検討組織を立ち上げて検討を進めております。平成29年度は新たに開設準備担当課長を設置して、都との協議も含め計画を進めてまいります。

42. 「わかばの家」の事業体制は区が直営で行うこと。また、分館が設置されたが、糀谷・羽田地域にも増設すること。

(福祉部) 運営については、今年度プロポーザルを実施し、高い専門性と実績のある社会福祉法人に引き続き、業務委託をすることに決定しました。また、毎年行うわかばの家利用者アンケート結果でも業務全般に好評の評価をいただいております。

43. 発達障害の理解のため区民への学習の機会を増やし、早期発見、早期支援のため専門医からの要望もある5歳児検診を実施すること。

(福祉部) 平成25年度から教育委員会と共催で、区民の理解を深めるための発達障がいシンポジウムを開催しています。また、平成26年度から児童館でのミニ学習会と個別相談会を実施し、子ども・保護者の生活の身近な場所での学習の機会を設けています。

(健康政策部) 保健所では、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査において、精神発達に関する問診の工夫などにより発達障害の早期発見に努めています。

また、必要に応じて保健所の乳幼児発達健康診査で、小児神経科医と心理職による診察・面接相談を行い、適切な専門医療機関やこども発達センターわかばの家等の療育機関をご紹介するなど早期からの支援を行っております。

5歳児健康診査につきましては、現在のところ、実施する予定はありません。

44. おたふくかぜ、ロタウイルスについて、定期予防接種化を国に要望し、他区でも行っているように区独自でも助成をすること。

(健康政策部) おたふくかぜ、ロタウイルスについて、国は定期予防接種化にむけた検討を行っており、この動向を注視してまいります。現時点では任意接種であるため、費用助成を設ける予定はありません。

45. 子ども医療費助成制度を18歳まで拡充すること。

(こども家庭部) 大田区では、現在のところ、対象を高校生年齢まで拡大することについては

考えておりません。障害、難病、経済等の理由により医療費の助成を特に必要とされる方には、他の制度で医療費助成を実施しております。

46. 現在末吉育英基金はあるが、区独自に給付型奨学金制度を創設し、入学金だけでなく授業料も対象にすること。

(福祉部) 区が実施している給付型奨学金事業は、故人となられた区民の方からの尊いご寄付と遺志をもとに創設したものであり、事業期間に限りがございます。国や東京都では給付型奨学金の実施を予定しておりますが、これは広く国民全体に社会的便益をもたらすとの観点から実施する側面がございます。また、実際の進学では、家計の負担や、各大学等が行う奨学金など他の支援制度も併用し、進学等の費用を用意することが必要となる場合もあります。区の奨学金貸付制度は、学生生活に必要な様々な費用を支弁し、必要な支援策のひとつと自負しており、今後も、本事業を軸に多くの学生を支援してまいります。

## 高齢者福祉の充実のために

- ★ 47. 75 歳以上の高齢者を差別と負担増で苦しめる後期高齢者医療制度は廃止するよう国に求めること。また、区独自で医療費の窓口負担を無料にすること。

(区民部) 後期高齢者医療制度は、世代間の負担のバランスを調整するために導入されたものと認識しています。社会保障制度改革国民会議報告書においても「創設から5年が経過し、現在では十分に定着している制度と考えられ、今後は現行制度を基本としながら実施状況等を踏まえ必要な改善を行っていくことが適当である」とされ存続の方向でまとめられています。現段階では今後の制度改正の動向を注視しており国に制度廃止を求める予定はありません。

被保険者に過度な負担を求めない安定的かつ持続可能な制度を確立することは国の責任において万全の策を講ずべきものです。従いまして現在のところ区独自で窓口負担の無料化に取り組む考えはありません。

48. 家族介護者支援を更に進めるとともに、認知症・寝たきりの65歳以上の高齢者へ月2万円の介護支援手当を創設すること。

(福祉部) 家族介護者支援として、地域包括支援センターを核として、介護者の相談を受け、家庭介護の状況を確認しながら丁寧に対応しています。また、家族介護者支援ホームヘルプサービス事業や家族介護者交流情報紙「ゆうゆう」の発行などさまざまな施策を行っています。このような家族介護者支援施策の充実を進めることが、ご家族に寄り添った目指すべき方向と考えております。よって、介護手当の創設は考えておりません

49. 高齢者の敬老金、寿祝い金・長寿祝い金の縮小・廃止を元に戻すこと。

(福祉部) 高齢福祉課では、100歳、108歳、最高年齢の高齢者に祝い金を贈呈しております。対象年齢を引き下げる予定はありません。

地域福祉課では、88歳の区民を対象に寿祝金として3,000円の商品券を贈呈しています。現在のところ、対象者や金額を見直す予定はありません。

50. 介護保険の認定を受けながら経済的理由で利用できない生活保護世帯以外の低所得者に、利用者負担軽減措置があるが、2015年度わずか113人と、不十分である(なお、旧措置者の特養負担限度額認定者は34人である)ので、軽減措置を拡充すること。

(福祉部) 大田区では、所得が低い方が介護サービスを利用する場合に、介護費の利用者負担

額 10%を 2分の 1に、食費・居住費の利用者負担額を 4分の 3に軽減する制度を一般財源で行っております。また、介護保険制度の施行以前から介護老人福祉施設に入所されている方は、平成 12 年 4 月から 10 年間利用料の軽減措置がとられています。現在もこの制度を利用する方の軽減措置が制度上延長されています。利用者の方に対しては、適切に軽減措置が提供されるよう、制度の周知を図ってまいります。

51. シルバーピアは実態に見合った増設計画を作ること。特にオーナー希望は通年受付とし、迅速に対応すること。

(福祉部) シルバーピアについては平成 28 年 3 月に策定した「大田区高齢者の住まいの確保に関する基本方針」に基づき取り組んでまいります。

52. 高齢者アパートの増設計画中止をやめ、実態に見合った計画をつくり、増設すること。

(福祉部) 高齢者アパートについては今後も事業を継続してまいります。増設の予定はありません。

53. 区は包括的な見守り体制に取り組んでいるが、高齢者の孤独死をなくすため独り暮らしの全ての高齢者への安否確認活動を拡充するためにも福祉電話・準福祉電話を復活すること。

(福祉部) 平成 23 年 2 月から、ひとり暮らし高齢者登録の対象者を拡大し、また、理美容券を民生委員による手渡しにするなど、登録者への見守り体制についても、強化しております。

区の各地域では、自治会・町会、民生委員、事業者などの連携により、地域の特性を生かした見守り事業が進んでいます。今後は、その力を生かし、区として、包括的な見守り体制を構築していくことが重要と考えています。

そのために、平成 24 年度からは、21 か所の地域包括支援センター全てに、高齢者見守りコーディネーターを配置し、地域包括支援センターを核とした、地域の方と連携した高齢者を見守る体制整備に取り組み、高齢者見守りキーホルダー登録事業を展開しているところです。

このような高齢者を見守る事業の拡充にあわせて、福祉電話・準福祉電話については廃止したものであり、復活は考えておりません。

54. 高齢者見守り推進事業者に謝礼等を支給すること。地域包括支援センターや地域福祉課との連絡体制を整備すること。

(福祉部) 区では、「高齢者見守り推進事業者」の登録制度を実施しており、現在 36 の事業者にご登録いただいています。その中には、新聞販売組合、牛乳配達店、宅配業者、金融機関、公共交通機関など多種多様な業種の事業者があり、それぞれの事業者が、地域包括支援センターや地域福祉課と連携し、高齢者の見守りにご協力いただいています。なお、各事業者の日常業務の中で、業務に支障のない範囲でご協力をいただいていることから、謝礼等の支給は考えておりません。

55. いきいき入浴券を自己負担 150 円に戻し、利用制限をしないこと。申請主義をやめ、対象者全員に郵送すること。

(福祉部) いきいき高齢者入浴事業は、定期的な外出を通し、高齢者の健康維持と地域でのふれあいを促進することを目的としています。多くの高齢者の方に、年間を通じて継続的にご利用いただくために、月毎の利用回数も設けています。枚数や自己負担額を変更する予定はありません。

また、入浴証の交付につきましては、適正な入浴証の使用及び公衆浴場での保管のリスクを

考慮し、平成 28 年度に公衆浴場での「交換方式」から区民から区への「申請方式」に改め、管理上の課題を改善しております。

56. 年間 4 枚のマッサージ券を増やすこと。

(福祉部) 常時ねたきりの高齢者とその介護家族を支援するために、年間 4 枚のマッサージ券を支給しております。枚数を増やす予定はありません。

57. 高齢者が心身ともに健康に生きていくために、積極的に区民施設を利用できるよう高齢者団体や個人の施設使用料の減免制度を設けること。

(企画経営部) 区施設の使用料は、受益者負担の原則に基づき、明確な算出方法の下に決定し、利用者にご負担いただいております。その中で、利用目的が公益性の高いものである場合や、特別なご事情等がある方に対し、例外的に減額・免除の取扱いを可能としている場合がございます。

区は、高齢者の健康増進に資することを目的の一つとして、平成 29 年度から区立水泳場使用料の減額を改正する予定です。今後も引き続き、公平性が著しく損なわれないよう、適正な減免制度のあり方を検討してまいります。

58. シルバー人材センターの登録者数に見合った仕事確保の支援を強化すること。

(福祉部) 大田区シルバー人材センターは、平成 23 年 4 月に新制度上の公益社団法人へ移行し、公益性の高い地域に根ざした活動を拡充しているところです。

区では、センター事業の更なる充実が図られるよう、運営費補助を継続し、区や「いきいきしごとステーション」との連携により事業運営が円滑なものとなるように支援しております。

## 障害者福祉の充実のために

- ★ 59. 2014 年 2 月に、わが国でも批准された障害者権利条約の啓発活動を行うこと。また 2016 年 4 月より施行された障害者差別解消法の啓発活動を行うこと。

(福祉部) 研修、広報も含めて対応しているところです。引き続き啓発活動に関しては、適切に実施してまいります。

60. 三障害者団体（精神・知的・身体）が入った障害者差別解消支援地域協議会を作り、当事者の意見をよく聞いて障害者差別解消法に基づく取り組みを進めること。

(福祉部) 平成 29 年 2 月 13 日、大田区障がい者差別解消支援地域協議会を開催しています。3 障がい者団体にもご協力いただいております。

61. 障害者の総意によってまとめられた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を基にして障害者総合支援法を見直すよう国に求めること。

(福祉部) 区としては、今後の国の動向を注視してまいります。

62. 65 歳を超えた障害者についても、基本的には障害者サービスを優先すること。介護保険制度優先では障害のある方が今まで通りの生活支援が受けられない。「介護保険優先原則」について改めるよう、国に強く求めること。

(福祉部) 平成 30 年 4 月 1 日施行予定の改正障害者総合支援法では、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用に関する内容が規定されています。今後も国の動向を注視してまいります。

63. 障害者福祉手当 4 級（月 2,000 円）を復活すること。

(福祉部) 心身障がい者福祉手当に、身体障害者手帳 4 級の方を対象とする考えはありません。

64. 心身障害者福祉手当が精神障害者保健福祉手帳1級の方に支給されるようになったが、地域で生活する精神障害者の多くは2級の方であり、障害基礎年金は6万円程度である。精神障害者が地域で自立した生活ができるように、2級・3級の方にも手当の支給を行うこと。

(福祉部) 区においては、平成28年4月1日から心身障害者福祉手当条例を改正し、精神障害者保健福祉手帳1級の方に手当を支給しております。2級の手帳をお持ちの方への手当の支給については、他区、他施策の動向を注視してまいります。

- ☆ 65. 精神障害者は1人では動けず、引きこもりになりがちである。知的・心身障害者と同様に、交通費を割引にするよう、国土交通省に要請し、区としても独自の支援をすること。

(福祉部) 現在、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の交通費の割引は、都営交通乗車証の発行、都内路線バスの運賃の割引、タクシー運賃の割引となっています。

66. 医療的ケアが必要な重度障害者の親亡き後の医療つき入所施設を、区内に一刻も早く新設すること。

(福祉部) 重症心身障害児者の入所支援の必要性については認識しており、東京都へは、家族の過重な介護負担を軽減するレスパイト目的の短期入所に加えて、介護者・家族の死亡や入院等の緊急の要件による受け入れ態勢の整備について検討していただくよう要望してまいります。区においても障がい者総合サポートセンターにおいて、医療的ケアが必要な方への短期入所の対応を検討しております。入所施設については、都に要望してまいります。

- ☆ 67. 重症心身障害者のレスパイト事業の拡充をすること。

(福祉部) 在宅レスパイト事業は、平成27年度に都の助成を受けて始めており、利用者数も多く推移しております。今後、制度の在り方については、都の動向も踏まえ、利用者の負担、財源等、様々な課題を整理することが大切と考えており、引き続き検討してまいります。

- ☆ 68. 「きずなの家」の支援を拡充すること。看護師の手当への補助をすること。

(福祉部) 医療的ケアのある重症心身障がい児者への支援は、地域の様々な団体の皆様とも協力しながら取り組んでおります。「きずなの家」については、団体の行う地域生活支援事業の運営に要する経費の補助として介助要員費を助成しています。この介助要員については、有償ボランティアによる介助要員費を支給しております。

69. 知的・身体・精神障害者向けの、ケアホーム、ケア付住宅、グループホーム、高齢障害者のためのケアホームを新設・増設すること。国・都等の公有地の活用を積極的におこなうこと。緊急一時ショートステイ事業を拡充すること。

(福祉部) グループホーム整備補助については今後も公有地の活用を含めて取り組んでまいります。緊急時の受入れ機能については必要な事業と認識してまいります。

70. 道路などの安全対策とバリアフリーの街づくりをさらに推進するため「福祉のまち」モデル事業を拡大すること。

(まちづくり推進部) 区は、「高齢者、障害者等の移動等と円滑化の促進に関する法律」の主旨を踏まえ、「大田区移動等円滑化推進方針」に基づき、多くの人が集まる拠点となる重点整備地区として「大田区移動等推進計画」(かまた・おおもり街なか” すいすい” プラン)を策定しています。

また、平成28年度には、新たな重点整備地区として定めた障がい者総合サポートセンター(さぼーとぴあ)周辺を対象に、「大田区移動等円滑化推進計画(さぼーとぴあ周辺地区)」を策定し、

移動等円滑化を推進しています。

71. 公共施設のバリアフリー化をすすめる、民間施設のバリアフリー化への助成も促進すること。

(企画経営部) 公共施設のバリアフリー化につきましては、今後もユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備を推進してまいります。

(まちづくり推進部) 新築等の民間施設のバリアフリー化への助成については、バリアフリー法及び東京都建築物バリアフリー条例により対象施設のバリアフリー化が義務付けられているため、助成する考えはありません。

- ☆ 72. エスコートゾーンを増やすよう、警視庁に区からも申し入れをすること。

(まちづくり推進部) 区が策定した「大田区移動等円滑化推進計画」において、警視庁の事業としてエスコートゾーンの整備を定めました。

この計画に基づき、警視庁は蒲田駅周辺及び大森駅周辺において、エスコートゾーンの整備に順次取り組むこととしております。

73. 鉄道ホームからの転落事故が相次いでいる。区民の命・安全を守るため、鉄道事業者に対して、技術の進歩も活かしたホームドア（ホーム柵）の設置を強く求めること。

(まちづくり推進部) ホームドアの設置は、鉄道事業者が利用者の安全性の確保を図るために整備するものですが、国、地方公共団体もバリアフリー法の趣旨に則り、整備を支援しているところです。

国は、「ホームドアの整備促進等に関する検討会」の中間とりまとめにおいて、1日あたり利用者数10万人以上の駅を優先して、ホームドアの整備を促進させる方針に基づき、補助金制度を設け設置の推進に努めています。

ホーム柵やホームドアが設置されていない10万人を超えるJR蒲田駅と大森駅の両駅については、JR東日本が平成31年度末までの設置完了に向け、平成29年度から整備を行います。区は、その設置にあたり補助を行ってまいります。

10万人未満の駅についても、JR蒲田駅と大森駅の整備後に、さらに多くの駅で設置が可能となるよう、今後も国や東京都の動向を注視してまいります。

- ☆ 74. 京急蒲田駅は触地図を含めて案内板を増やし、ホームのわかりにくさを改善し、北側に改札口を増設するよう鉄道事業者に求めること。

(まちづくり推進部) 京急電鉄㈱に確認したところ、現状では触地図及び案内板等の設置予定はないとのことです。

また、北口改札の増設については、これまでも京急電鉄㈱に対し要望しておりますが、駅構内の施設の配置状況などから、改札の設置は難しいとのことです。

引き続き、案内板を含むホーム改善や北口改札の増設については、京急電鉄㈱の動向を注視してまいります。

75. 住宅改造相談・助成及び福祉タクシー・自動車燃料費（移送サービス利用券）について、定められた「対象」だけでなく、個々の生活実態や障害状況、年齢等を考慮し、障害の程度は1人ずつ違うので、必要だと判断できる障害者は認めること。

(福祉部) 住宅改造相談・助成及び移送サービス利用券の給付につきましては、各事業の実施要綱に基づき認定を行っているところです。今後も申請相談をされる方については障害等級のみでなく、個別の障害状況も十分お伺いしたうえで、必要に応じ等級の変更を案内させていただ

だくなどの支援を行い、現行要綱に定める基準をもとに適切に要否を判断してまいります。

76. 視覚障害者の日常生活用具支給対象に地デジ対応のラジオを追加すること。

(福祉部) 日常生活用具検討会を開催し、適切に検討しております。

77. ガイドヘルパーの派遣サービスは、送迎だけでなく施設利用の時間中についても利用できるようにすること。

(福祉部) ガイドヘルパーの派遣は原則として、ある地点から地点への移動に対するサービスです。

78. 手話通訳 24 時間派遣サービスを実施すること。

(福祉部) 平成 27 年度より、手話通訳者をサポートセンターに常駐させています。配置する時間帯は、平日は 8 時 30 分から 19 時まで、土曜日、日曜日並びに休日は 8 時から 17 時までです。この時間帯においては真に緊急の依頼については対応が可能です。24 時間派遣の体制を取るとは、手話通訳者の状況等からも当面は困難です。

79. 手話通訳者数をもっと増やすためにも大田区主催登録手話通訳者研修の回数を年間 6 回を年間 24 回 (昼 12 回・夜 12 回) にすること。研修会場の確保を行うこと。

(福祉部) 登録手話通訳者の技術の向上は、聴覚障害者の情報保障を実現する上でも必要であると認識しています。大田区主催登録手話通訳者研修は、平成 28 年度は年間 6 回の手話の技術研修の他に、他の研修事業とタイアップして、大田区の障がい者・高齢者福祉制度を学ぶ研修も 2 回実施し、計 8 回の研修の機会を設定しました。今後も、研修の参加状況を鑑みつつ、登録手話通訳者・聴覚障害者団体の意見を反映して研修内容の充実に努めてまいります。研修会場は、全て障がい者総合サポートセンターで開催しています。

80. 手話通訳者養成クラスの受講回数を年間 15 回から初級・中級・上級と同じ 40 回にすること。講習会予算の増額を図りビデオ機器、教材、備品購入予算をつけること。会場の確保を行うこと。

(福祉部) 手話講習会手話通訳養成コースについては、その運営方法や講座開催回数を見直し、講座内容の充実に図って、今まで以上の手話通訳者の輩出を目指すこととしています。会場は障がい者総合サポートセンターで行うこととし、講習用の備品は必要に応じて適切に対応します。

81. 障害者差別解消法で行政機関に対し合理的配慮の提供を義務付けられているため、区内の公の施設の障害者用駐車場を無料にし、障害者優先の無料駐車場を設置すること。

(福祉部) 障がいのある方にとって、自動車は有効な移動手段であることは認識しています。障がいのある方やその家族・介護者が使いやすい駐車場が増えるよう、関係各課に働きかけてまいります。

82. 法内施設に移行した小規模作業所への助成を拡充すること。

(福祉部) 引き続き安定した事業運営と利用者支援がかなうよう支援を実施してまいります。

83. 障害者差別解消法に基づき、共同作業所が運営できるよう補助金等の支援を図ること。

① 地域活動支援センター (地活) については、基礎的事業経費と地活 II 事業経費の基準額を実態に見合う金額まで引き上げること。

(福祉部) 引き続き安定した事業運営と利用者支援がかなうよう支援を実施してまいります。

- ② 営利団体ではない共同作業所のごみ処理券の助成を行うこと。

(環境清掃部) 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する必要があります。

共同作業所から排出されるごみは、事業活動に伴う「事業系ごみ」であり、有料ごみ処理券による適正な処理をお願いいたします。

ごみ処理券の助成を行う予定はございません。

- ③ 就労継続支援 B 型の家賃助成については、要綱にない上限規定を設けないこと。

(福祉部) 就労継続支援 B 型施設等への家賃助成は、補助金交付要綱に基づき適正に実施しております。なお、補助上限額については要綱に規定しております。

- ④ 小規模作業所の利用者の健診は区が無料で実施すること。職員に対しては、健診費用助成を現行の補助金制度とは別途行うこと。

(福祉部) 各施設の利用者、職員の健康診断費用については、現行の補助金制度の対象経費となっております。

- ⑤ 大田区障害者施設就労支援等事業特別加算補助金交付要綱にある、利用者交通費助成については、利用者全員を対象とすること。

(福祉部) 各施設の利用者、職員の健康診断費用については、現行の補助金制度の対象経費となっております。

- ⑥ 大田区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱 第 4 条 (2) 事業所の家賃が、「1 か月当たり 300,000 円を上限」とあるが、消費税増税や賃料の値上げなどを考慮し上限を引き上げること。

(福祉部) 障害者日中活動系サービス推進事業補助制度による各施設への支援は、施設の運営状況を見守りながら適切に実施しております。現在、家賃補助の上限を引き上げる予定はございません。

84. 中途失聴・難聴者の方々から要望がある、手話講習会への講師代・OHP・OHC (書画カメラ)・資料代・会場費等へコミュニケーション支援として全額補助を行うこと。

(福祉部) 中途失聴・難聴者のための手話講習会は、平成 27 年度より区が主催して実施しています。具体的には、講習会の運営を東京手話通訳等派遣センターに委託しております。平成 28 年度からは新たに区報・区ホームページ等で広く受講生を募集しました。

85. 本庁舎障害福祉課の手話通訳者の配置を、月曜日が祝日の場合は火曜日に振り替えたことは評価できるが、週に 1 日では不十分である。本庁舎窓口到手話通訳を常時配置すること。

(福祉部) 障がいのある方への情報保障への配慮につきましては、必要であると認識しております。

本庁舎障害福祉課窓口における手話通訳につきましては、皆様のご要望もあり、平成 28 年度から月曜日が祝日の場合は火曜日に振り替えて対応しております。

タブレット端末による遠隔手話通訳サービスについては、平成 28 年中に開始しました。その後、平成 29 年 1 月よりタブレット端末が入れ替えとなり、機器の操作性が向上しています。

このため、以前よりもスムーズに対応が可能になったと考えております。

86. 精神障害者の相談・居場所の確保をしている施設を増設すること。特に大森・調布地域には早急に設置を検討すること。

(福祉部) 現在のところ、増設予定はありません。

平成 27 年 3 月に新設された、障がい者総合サポートセンターは大森地区にございます。地区を問わずご相談を受け付けております。

87. 精神障害者を対象にした訪問型（アウトリーチ）地域医療の実施は、中部精神保健センターや医師会との連携で、分室を区内に設けるなど、区として責任を果たすこと。

(健康政策部) 保健所の保健師は、日々の活動の中で、精神障害者への相談支援を行っています。対応の難しいケースについては関係機関と連携し、必要に応じてこれらの機関と同行訪問をしております。また、研修や困難事例検討会などを通じて、保健師の支援技術の向上を図ってまいります。

88. さぼーとぴあの運営について

- ① 手話通訳者は正規雇用で複数配置し、同行支援にも対応できるようにすること。

(福祉部) 聴覚障害者に同行して手話通訳を行う意思疎通支援事業は、大田区に登録している 40 名余りの手話通訳者が対応しています。

障がい者総合サポートセンターでは、東京手話通訳等派遣センターに手話通訳派遣調整業務を業務委託しています。サポートセンターの窓口においては、東京手話通訳等派遣センターが雇用している常勤職員と非常勤職員の手話通訳者がシフトを組み、聴覚障害者からの派遣の申込を受け付けや問合せ業務などを担当しています。

- ② 専門相談員（各障害に対応した）を配置し、緊急時も含め 24 時間対応できるようにすること。

(福祉部) 障がい者総合サポートセンターには、相談支援専門員を配置し全ての障がいの方々に対応した幅広い相談を行っています。相談支援専門員の中には、社会福祉士や・精神保健福祉士、看護師の資格を有している職員も配置しています。相談窓口開設時間は、平日は 8 時 30 分から 19 時まで、土曜・日曜・休日は 8 時 30 分～17 時までで、この時間帯では特に予約の必要なく相談を受け付けて対応しています。また、医師や臨床心理士などのセラピストによる専門相談を実施しています。

- ③ さぼーとぴあを結ぶ循環バス路線は、主要駅や四地域庁舎、出張所などの公共施設を結ぶなど利便性を高めること。また、各停留所の表示をすること。

(福祉部) 障がい者総合サポートセンターでは、車いす用リフト付きの大型バスを 2 台運行契約を締結しています。その主な目的は、サポートセンターで実施している機能訓練利用者のための送迎です。その送迎の空き時間に、サポートセンターと区内主要駅を結ぶルートバスを運行しています。各停留所の表示については、状況を見定め判断してまいります。

- ④ 補装具費の判定については、障害者総合サポートセンターで出張判定を実施するよう東京都に求めること。

(福祉部) 補装具判定事務は東京都が所管となっています。

- ☆ ⑤ 多目的室等の活用については障害者団体等を優先すること。

(福祉部) 障がい者総合サポートセンターの集会室・多目的室の使用は、通常は使用しようとする日の属する月の 1 か月前の月の初日から利用申請を受け付けるところが、事前に区に対して障害者団体登録を行った団体に限っては、使用しようとする日の属する月の 3 か月前の月の初日から優先的に利用申請を受け付けています。この他に区主催の事業で使用する場合

合もあります。特に最近さまざまなグループが集会室・多目的室をご利用いただくようになり、ご希望どおりの日程が確保できない場合も出てきています。状況をご理解いただき引き続きのご利用をお願いいたします。

- ☆ ⑥ 開所時間は働く人も使えるよう午後 9 時まで延長すること。

(福祉部) 相談支援部門においては、平日は 19 時まで、土曜日祝日も 8 時 30 分から 17 時まで相談を受け付けております。貸館については平日休日とも 21 時 30 分までご利用いただけます。開所時間の延長については夜間・休日の利用状況を鑑みて慎重に判断致します。

- ☆ ⑦ テレビ電話による手話通訳の活用は不具合が多いので、利用しやすいように改善を急ぐこと。

(福祉部) タブレット端末による遠隔手話通訳サービスについては、29 年 1 月よりタブレット端末が入れ替えとなり、機器の操作性が向上しています。このため、以前よりもスムーズに対応が可能になっております。

- ⑧ さぼーとぴあの非常勤嘱託医配置だけでなく、大森赤十字病院と連携するため、精神科の入院が可能となるよう申し入れること。

(健康政策部、福祉部) 障がい者総合サポートセンターでは、精神科医・内科医・整形外科医を嘱託医としてご協力いただき、専門的見地から相談を受けていただいています。このようにサポートセンターの業務を効果的に運営し障害のある方の生活を支えていく上では、医療との連携が重要であると認識しています。特に近隣にある大森赤十字病院とは、すでに大田区と大森赤十字病院における連絡協議会や自立支援協議会などの参加で日頃から連携を深めているところです。

89. 全ての公の施設には磁気ループ・FM 補聴システムを設置すること。まず、未設置の施設は磁気ループ・FM 補聴システムが接続できるよう直ちに対応し、貸し出し用の磁気ループ・FM 補聴システムを常備すること。区民への周知をすること。

(企画経営部、福祉部) 磁気ループにつきましては、現在、大田区民ホール、大田区民プラザ、大田文化の森、大田区総合体育館、さぼーとぴあに設置されております。今後も施設用途等を考慮し整備に努めてまいります。また、区民の方々へ広く知っていただくための方策を検討するとともに、貸し出し用の磁気ループの配備についても、今後、検討してまいります。

## 七. 人命尊重・環境にやさしいまちづくりのために

### 建築行政の拡充と対策

1. 区の解体要綱を住民に知らせ、業者には厳守するよう強く指導すること。指導後実施状況の報告を求めること。

(まちづくり推進部) 大田区建築物の解体工事計画の事前周知と紛争予防に関する要綱は、区のホームページに掲載している他、窓口でも周知しております。

引き続き、事前届出書の提出、現地看板の設置、近隣住民への説明、事前周知報告書の提出等を指導し、状況に応じ適宜実施状況の報告等を求めてまいります。

2. アスベストの除去を含む解体工事は、分別工事の徹底、廃棄物の適正処理、石綿障害予防規制の順守が行われるよう、法令順守の指導や現場パトロール、立ち入り検査等を強化すること。

(まちづくり推進部) 建設リサイクル法の届出時に、「特定粉じん(石綿等) 事前調査報告書」の提出を求めて石綿の確認をしております。今後も引き続き、法令順守が行われるよう、日常の現場巡回を始め、全国一斉パトロール等に合わせた立入検査も実施し、指導に努めてまいります。

3. 住宅リフォーム助成事業の吹付アスベスト除去工事に対する助成率・限度額を、50%・100万円に引き上げること。対象を住宅以外にも拡充すること。

(まちづくり推進部) 助成率及び上限額の引上げ並びに対象の拡大は考えておりません。

- ★ 4. 一定規模以上の共同住宅を建築する場合は、学区や地域全体として考えて「地域力を生かした大田区まちづくり条例」および開発指導要綱を適用するよう改正し、300戸以上では区民公共施設、1,000戸以上では小・中学校の増を建設事業者の責任で建設すること。

(まちづくり推進部) 「地域力を生かした大田区まちづくり条例」及び「大田区開発指導要綱」が適用となる規模の共同住宅については、計画戸数に応じて、開発事業者と区が協議を行い、必要に応じて公共・公益施設等の設置と用地及び建築物の提供を求めています。

5. 空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたが、地域の安全を守るために、区が責任を持つこと。解体工事に踏み出せるよう、固定資産税の減額など東京都に要望することや足立区のように区独自で助成をすること。不動産業界の協力をえるなどして有効活用提案に拡大すること。

(まちづくり推進部) 昨年7月に策定した空家等対策計画に基づき、庁内連携及び空家等対策の協力協定を締結した不動産、建築関係等の団体と連携し、適正管理及び利活用等の空家対策を進めています。

具体的には空家総合相談窓口の開設や空家相談会などを実施し、空家に関しお困りの方へワンストップで対応できる体制を平成28年度から整え、適正管理及び利活用を支援しております。

今後も所有者に改善を促す方策について引き続き研究してまいります。

- ☆ 6. 空き家等有効活用はマッチングだけでなく、助成制度を拡充し、区民に広く知らせること。

(まちづくり推進部) 平成28年度から、空家を公益的目的で使用する際、改修工事費用の一部を助成する制度を新設しました。

平成29年度においても、本助成制度を実施するとともにホームページ等でPRを行ってまいります。

## 環境保全対策

7. 深夜・早朝も含め国際便が増便されている羽田空港のCO<sub>2</sub>の排出量を区民に知らせ、国の25%削減目標に見合った計画を作るように国に申し入れること。

(環境清掃部) 空港施設からのCO<sub>2</sub>排出量削減については、東京国際空港エコエアポート協議会(事務局:国土交通省)が策定した「東京国際空港環境計画」に基づき国が取り組んでいます。

8. 太陽光発電設置助成を、希望する区民が全て利用できるように大幅に増額し、助成額・率も拡充すること。

(環境清掃部) 地球温暖化対策の一環として、住宅への太陽エネルギー利用機器設置に対する補助事業を実施しており、平成29年度も継続実施する予定です。

9. エネルギー基本計画を原発中心から再生可能エネルギーへ転換するよう国に求めること。

(環境清掃部) 国が公表したエネルギー基本計画(平成26年4月)では、再生可能エネルギーを積極的に推進することとしており、水素等の新たなエネルギーの導入も盛り込まれています。

10. 可燃ごみは生ごみが最も多いので、減量のために生ごみ処理機購入助成を復活すること。

(環境清掃部) 以前、生ごみ処理機購入費助成制度を設けていましたが、需要減のため廃止しました。

生ごみの処理については、区民の皆様が排出時の水切り等を徹底することによりごみの減量を図る考えであり、生ごみ処理機の助成制度を復活する予定はございません。

11. 呑川の環境(悪臭、スカム、ユスリカ)改善のために、雨水の一時貯留施設の実現を早め、根本的な解決策として分流式等の下水道対策を促進することを東京都に求めること。

(都市基盤整備部) 区では、平成25年度より東京都建設局、下水道局、環境局及び呑川の流域自治体である世田谷区・目黒区との連携による「呑川水質浄化対策研究会」を開催し、呑川の総合的な水質浄化対策を進めております。研究会では、東京都下水道局が合流式下水道の改善に向けた浄化対策方針を示し、対策に取り組んでいるところです。

なお、東京都下水道局では分流式下水道へ変更する予定はない、との連絡を受けております。

12. JR、東急、京急の踏切を総点検し、必要な整備・安全対策を早期に行い、交通混雑箇所は踏み切り幅を拡幅するよう鉄道事業者等に要請すること。

(都市基盤整備部) 国土交通省の重点施策に基づき、JR線及び東急線の「開かずの踏切」「歩道が狭い踏切」「交通量の多い踏切」などの25か所の踏切を緊急対策踏切と指定し、平成18～22年度の5か年で、踏切の拡幅、カラー舗装化や看板設置などの安全対策を順次実施いたしました。

また、京急線の緊急対策踏切16か所につきましては、連続立体交差事業により平成24年度には16踏切すべてが除却されました。それ以外にも連続立体交差事業により12箇所の踏切が除却されました。

13. 航空機の左旋回はただちに中止すること。横田空域返還による大田西ルート騒音対策を図ること。騒音と安全に問題が発生する早朝・深夜の増便は行わないよう国に求めること。

(空港まちづくり本部) 羽田空港における北風時A滑走路北向き離陸左旋回については、空港運用の慣熟を経て数年で廃止するとした、平成22年取り交わし文書に沿って検討を行うことを航空局に確認しております。また、この確認に基づき、機会を捉えて国に対して廃止を要望しており、平成28年7月に国土交通省より「平成22年5月14日付け『D滑走路供用後の東京国際空港の運用について』を踏まえ、機能強化の本格実施に先立って、廃止を行う」との回答を得ております。

航空機による区内への騒音影響につきましては、引き続き、地域環境や安全の確保の面から国土交通省と協議をまいります。

- ★ 14. 2020年からの羽田空港機能強化計画による増便と新飛行経路は中止するよう国に求めること。

(空港まちづくり本部) 羽田空港の運用は、現在におきましても、北風時A滑走路北向き離陸左旋回や、着陸のやり直しであるゴーアラウンド、深夜早朝時間帯における航空機の離発着など、航空機騒音による区民生活への影響が生じていることから、今回の国の機能強化提案は、大変重要な問題であると認識しております。

区では、平成28年6月16日に、本件にかかる区としての要望をとりまとめ、国土交通大臣

に申し入れており、その内容は平成 28 年 7 月に国が示した「羽田空港機能強化に係る環境影響等に配慮した方策」に反映されたものと理解しております。

また、国は平成 29 年 1 月以降、大田区を含む近隣自治体において、オープンハウス型の説明会を開催するほか、情報をいつでも得られる「常設情報発信拠点」を設置しております。

区は、従来より、羽田空港との共存共栄を図りながら、地域の活性化を目指しております。引き続き東京都や周辺自治体とも十分に連携しながら、より一層の騒音対策、安全対策とともに今後も、様々な手段により、丁寧な情報提供を進めるよう、強く国に求めてまいります。

15. 臨海部、空港周辺の交通問題の解消のため、国道 357 号の早期延伸を国に求めること。東京都都市計画道路 幹線街路補助街路第 333 号線（神奈川口構想、川崎殿町一羽田空港跡地第 2 ゾーン連絡橋）は中止するよう国に求めること。

（まちづくり推進部）国道 357 号多摩川トンネルと東京都都市計画道路幹線街路補助線街路第 333 号線は、平成 26 年の「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」において、同時に整備していくことが確認されています。

国道 357 号多摩川トンネルにつきましては、平成 27 年度にトンネル整備に係る地質調査等に着手しました。

今後も様々な機会を捉えて、国道 357 号多摩川トンネルの整備が早急に進捗するよう、国や東京都へ強く要望してまいります。

16. 補助 29 号線の計画は中止するよう都に申し入れること。

（まちづくり推進部）補助 29 号線のうち、大田区の東馬込二丁目から品川区西大井五丁目までの 700 メートルの区間は、東京都の木密地域不燃化 10 年プロジェクトにおいて、市街地の延焼を遮断するなど、防災性の向上を図る特定整備路線と位置付けられています。

今後も、燃え広がらないまちを目指し、東京都とも連携し、取り組んでまいります。

17. 補助 39 号線の計画を中止するよう都に申し入れるとともに、気象庁宿舍跡地を部分的にも有効活用するため区が取得し、特養ホーム等福祉施設を建設すること。

（まちづくり推進部）都市計画道路補助 39 号線は、「大森中・糞谷・蒲田地区防災街区整備地区計画」内に位置しており、防災上重要な避難機能や延焼遮断機能を確保するための道路整備が必要です。地区計画に基づく骨格道路の整備と都市計画道路補助 39 号線の整備が、防災性の向上のためには、ともに必要です。

ただし、補助 41 号線から神奈川県境の区間：延長 270m は、東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）において、都県境で隣接する川崎市と都市計画の不整合が生じていることから、道路ネットワークの在り方などについて検討・調整が必要なため、計画内容再検討路線されています。

（福祉部）特別養護老人ホーム等の施設については、民間事業者が自ら用地を確保し整備を進めています。区は、東京都の補助と併せて、整備費補助を行うなど民間事業者が参入できるよう支援しています。

18. 最近自転車による事故が多発している現状を打開するため、各警察署とも連携し、自転車専用レーン整備を促進すること。

（都市基盤整備部）平成 28 年 3 月に策定した「大田区自転車ネットワーク整備実施計画」で示した優先整備路線等の整備を中心に、国が策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライ

ン」に掲載された整備手法等も踏まえ、主にナビマーク・ナビラインを中心とした自転車走行環境の整備を、各警察署と連携のうえ実施してまいります。

また、大田スタジアム周辺につきましては、東京都と関係区が連携してオリパラ推奨ルート  
の整備を進めているとともに、区では関係部局と連携して、自転車利用者の方が安全かつ快適  
に移動できるモデルルートの検討にも取り組んでまいります。

19. 松原橋・大森東・大鳥居交差点などの激甚汚染地域における公害対策は、道路管理者だけでなく、区独自でも実施すること。

(まちづくり推進部、環境清掃部) 激甚汚染地域の交差点において車線数を増やすことは、渋滞緩和とそれに伴う大気汚染の軽減を図る有効な手段の一つです。

東京都は、空港臨海部グランドビジョン 2030 に基づく区の要望を受け、平成 25 年度に大鳥居交差点での車線拡幅工事を実施しました。

今後も機会をとらえ、公害軽減につながる対策を進めてまいります。

20. 大気汚染公害対策の目安となる大気汚染濃度の測定対策を拡充すること、ことに環状 8 号線空港周辺に測定局を設置し、対策を講じること。

(環境清掃部) 大気汚染濃度の測定体制を充実させるため、機器の更新等を計画的に進めてまいります。

環状 8 号線空港周辺の測定局設置につきましては、設置場所取得の可能性を探っておりますが、適地が確保できない状況です

21. 区道沿道の大気汚染対策として常緑樹からなる街路樹を整備すること。

(都市基盤整備部) 区では、比較的幅の広い道路や水路の跡地などで、緑化推進や景観改善などを図るために、地域の声を聞きながら街路樹整備に取り組んでおります。

今後も引き続き、常緑樹も含めた「緑」を増やす取組を進めてまいります。

22. ふるさとの浜辺公園の水質改善を早急に強化するため、抜本的な対策として下水道の分流式への変更や、当面の対策として貯留池の新設や排水口の移転等早期実施を都に求めること。

(都市基盤整備部) 区では、大森ふるさとの浜辺公園の水質を保全するためにも、内川における合流改善が必要であると考えております。そのため、東京都には、馬込幹線下流部を早期に整備し、合流改善を推進することを東京都城南五区下水道・河川連絡協議会を通して要望しております。

なお、東京都下水道局では分流式下水道へ変更する予定はない、との連絡を受けております。

23. 生産者責任を明確にし、ごみの減量化、再資源化を促進し、地球温暖化をすすめるサーマルリサイクルは中止すること。

(都市基盤整備部) サーマルリサイクルは、廃プラスチックも同時に焼却することで、効率よく熱エネルギーを発生させることができます。

焼却時の熱エネルギーによる発電を行うことで、火力発電などの化石燃料が節約され、炭酸ガスの発生も少なくなります。

サーマルリサイクルによって発電した電力については、工場内で利用したうえで、余剰電力については電力会社等へ売電して、工場運営コストの効率化を図っています。余剰電力の一部は、区内の小中学校の電源として有効利用しています。また、廃棄物の輸送距離の縮減によ

て環境負荷や経費の低減を図っています。

これらの理由により、サーマルリサイクルを中止する予定はございません。

24. CO<sub>2</sub>排出量については羽田空港ターミナルビル等の公表がされていない。国に要請すること。

(環境清掃部) 羽田空港ターミナルビルディング等の CO<sub>2</sub> 排出量につきましては、日本空港ビルディング株式会社のホームページで公開されています。

## 八. 教育、文化、スポーツの振興

- ★ 1. 教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものであるから、区長は教育に介入しないこと。

(総務部) 平成 27 年 4 月 1 日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、地方公共団体の長に教育大綱の策定が義務付けられました。大田区の大綱は、平成 28 年 2 月に区長と教育委員会とで構成される総合教育会議において協議、決定されました。教育の質や子どもをめぐる課題の解決のためには、区長部局と教育委員会の連携が必要不可欠であり、大綱に掲げた大田区が目指す教育の実現に向けて取組んでまいります。

- ★ 2. 大田区独自でも小・中学校全学年の 30 人学級を早期に実施するよう計画をつくり進めること。

(教育総務部) 少人数教育の導入をめぐることは、国においてさまざまな議論が行われており、文部科学省の「教職員等の指導体制の在り方に関する懇談会」の答申では、今後の教職員等の指導体制について、児童生徒数の減少に伴う教職員定数の自然減や、ICT の活用や校務の情報化等の学校現場における業務改善の状況を踏まえつつ検討を進めるとしています。

そのため、現時点では、これらの議論や検討の動向を引き続き注視していく段階にあると考えております。

3. 東京地裁の判決の立場を守り学校教育、社会教育の場で個々の思想・良心などの自由を守る環境を尊重し、「日の丸」「君が代」は、強制しないこと。

(教育総務部) 国旗、国歌は学習指導要領に基づきまして、適切に実施してまいります。

4. 公共施設整備計画は学校施設の整備を最優先にして、複合化や高層化を行わず、年 2 校だけでなく、前倒しで進め、進捗状況を明らかにし、何年で完了するか区民に明らかにすること。

(教育総務部) 学校施設の改築については、「おおた未来プラン 10 年」に基づき、現在、年 2 校ずつ着手し計画的な整備に取り組んでおります。今後の学校整備については、「大田区公共施設適正配置方針」を踏まえて、施設整備のあり方の検討を進めてまいります。

5. 全ての学校施設を定期的に調査・修理・補修を行うこと。そのために専門職による体制を強化すること。

(教育総務部) 学校施設の調査については、学校保健安全法に基づく安全管理計画を毎年作成し、各学校において日常・毎月・毎四半期等の点検を行っております。

また、法令等に基づき、施設保全課の点検資格を有する技術職員による点検も実施し、状況把握をしております。

点検の結果、不具合や危険箇所が発見された場合は、施設保全課と連携し速やかに対応するとともに、大規模な補修が必要な場合は予算見積もり等の対応を行っております。

今後も、引き続きまして、学校施設の現状を的確に把握し必要な修理・修繕に取り組んでまいります。

6. 教育環境の整備として区立小・中学校の体育館には空調設備を設置すること。

(教育総務部) 体育館の空調設備は、莫大な機器導入コスト、ランニングコスト等が必要となることから、導入は困難と考えております。

そこで、学校体育館の改築の際には、少額の実費で実現できる、年間を通じて一定の温度を保っている地中の空気を体育館へ送る自然換気設備を導入していく予定です。

また、平成28年度は熱中症予防の一環として希望した学校全てに移動式の送風機等を1台配備しました。29年度以降も追加配備を進めてまいります。

☆ 7. 区立小・中学校の校門電気錠が老朽化しているため、設置業者に一斉点検・交換を発注すること。

(教育総務部) 電気錠システムの整備については、児童生徒の安全をしっかりと確保するため、不具合が発生した場合に、必要に応じて順次新しい機種に交換を行ってまいります。

8. 大規模小・中学校の教育環境の改善のため学校の増設等の対策を早急に行うこと。小・中学校の統廃合はしないこと。

(教育総務部) 児童数が増加している大規模校は、緊急対応を要する学校を中心に通学区域の見直しを行い、平成28年度から実施しております。なお、現時点では、小・中学校の統廃合の計画はありません。

9. 小・中学校給食について

① 給食は教育の一環として位置付け、給食調理の民間委託をやめ、直営方式に戻し「安全・安心のため」食育を充実させること。

(教育総務部) 計画に基づき平成28年度をもって全校で給食調理業務委託となりました。なお、平成29年度も引き続き年間指導計画を作成し、計画的に食育を推進します。

☆ ② 消費税増税と物価高による食材の増額分相当は保護者や業者の負担とせず、区が負担すること。

(教育総務部) 学校給食法では、給食費は保護者の負担とすると規定され、同法に沿って運営しています。

③ 保護者負担は、学校給食法の「できる」規定であり、教育の一環として無償とすること。当面、多子世帯・就学援助の対象とならない低所得世帯への支援を行うこと。

(教育総務部) 学校給食法では、給食費は保護者の負担とすると規定され、同法に沿って運営しています。

④ 給食費の滞納対策は、学校任せではなく区が責任を持って行うこと。

(教育総務部) 給食費の納付状況は、家庭の問題を察知する重要な情報であり、徴収は学校が担当することが適切であると考えておりますが、徴収が困難なケースについては、学校長への助言や支援を強化してまいります。

⑤ 学校給食事務については小学校も中学校と同様に専任の職員を配置すること。

(教育総務部) 学校給食事務は、献立の作成から提供までの一般事務、経理事務、食育と幅広くあり、栄養士、事務職員を含む教職員が校長の指示のもと、それぞれの役割を果たしています。なお、全校が調理業務委託になったことに伴い、28年度よりすべての学校に栄養士または非常勤栄養士が配置となりました。今後、さらに給食事務補助員を配置する予定はありません。

- ⑥ 食物アレルギー対応のために保護者や委託業者の声を聞き、十分な対応をとること。

(教育総務部)「食物アレルギー対応基本方針」を定め、適切な対応に努めております。年1回以上、保護者から医師の診断のもと生活管理指導表による申し出を受け、成長を妨げない必要最低限のアレルゲン除去や対応対象者の精査につなげています。また、教育委員会では、学校教職員、給食調理委託業者、学校医等を対象に「食物アレルギー疾患対応研修会」を開催し、食物アレルギー疾患に対する理解を深め、緊急時の対応について、ともに学ぶ機会としています。

- ⑦ 給食の栄養・質を確保するため、食材は極力国産品を使い、トレーサビリティも積極的に活用し、遺伝子組み換え食品は食材としないこと。

(教育総務部)給食の食材は、各種検査結果に注意を払うとともに、産地については、選定の基準を定め、信頼のおける納品業者と契約したうえで、極力国産品を使用することとしています。

- ⑧ 学校給食食材は、安心安全で鮮度の高い食材の調達と、児童・生徒の食育の観点から近隣の商店街から購入すること。

(教育総務部)学校給食では、安心安全で鮮度の高い食材が大量に調達可能であることが必要になります。それを踏まえたうえで、今後とも可能な限り、区内業者・近隣商店街などから購入してまいります。

- ★ 10. 就学援助の受給基準を生活保護基準の1.3倍に引き上げ、眼鏡も対象にし、年度途中から受給できるようにすること。生活保護基準の引き下げによって就学援助を受けられない世帯が出ないように対策をとること。

(教育総務部)国は、生活保護基準の改定が他の制度に影響しないよう配慮することを地方公共団体に要請しています。そのため、就学援助費は、急激な変動を回避して慎重に制度について検討する必要があると考えております。

- ☆ 11. 就学援助の入学準備金については、準備する時期に支給すること。まず中学校入学時については、小学校6年生の3月に支給すること。

(教育総務部)子どもの貧困対策を進めるためにも、中学生の新入学用品費の入学前支給について、課題解消に向け前向きに検討してまいります。

12. 不登校の子どもたちが通う、NPO等が行っているフリースクールなどに区独自で助成をすること。

(教育総務部)不登校児童・生徒への支援は、適応指導教室のスタッフやスクールソーシャルワーカーなどが、様々な連携を取りながら進めてまいります。

13. バリアフリーの観点から、区立小・中学校にはエレベーターの設置など環境・体制を整備すること。

(教育総務部)エレベーターの設置については、校舎改築工事の機会を捉え、適切に各種法令に適合するよう整備してまいります。

14. 発達障害など支援が必要な児童・生徒に支援員を配置するなど速やかに対処をするよう拡充すること。配置時間を教育現場の実情に合わせて増やすこと。

(教育総務部)学校特別支援員の配置については、各学校からの特別な配慮を要する児童・生徒数を基本に、計画的に、学校からの依頼も踏まえ、特別支援教育相談員が現地調査を行った

うえて、適切な時間数を決定しております。今後も、学校現場の状況をしっかりと調査し、円滑に支援が行われるよう、状況に応じた適切な時間数の配分を行ってまいります。

15. 児童・生徒 1 人 1 人に寄り添う教育実現のために、区内全小・中学校に特別支援教室（サポートルーム）とともに特別支援学級を開設すること。

（教育総務部）東京都特別支援教育推進計画第 3 次実施計画により、区では平成 28 年度から情緒障害等通級指導学級に変わり、特別支援教室を全小学校に設置しました。中学校においても、特別支援教室の全校導入が掲げられており、円滑な導入に向けての検討を行ってまいります。また、その他の特別支援学級の設置については、今後も児童・生徒数の推移を見ながら、必要に応じて検討してまいります。

- ★ 16. 特別支援教室（サポートルーム）について、通級学級を復活させ、保護者と児童・生徒が要望に応じ、特別支援教室との選択ができるようにすること。

（教育総務部）特別支援教室は、在籍校で指導を受けることを原則としていますが、個別の配慮が必要であると認められ、保護者の送迎が可能であれば、グループ内の他の学校で小集団指導を受けることもあります。また、特別支援教室が全小学校に設置され、身近に特別支援教育が行われることで、特別支援教育についての理解、啓発が進むことが期待されます。そのため、通級指導学級を設置する予定はありません。

- ☆ 17. 各校に特別支援教室の専用室を設置し、区独自で教職員の体制を拡充すること。

（教育総務部）専用室を確保することが望ましいですが、専用室が確保できない場合は、他の教室と兼用するなど、施設の有効活用により対応いたします。

教職員の体制につきましては、東京都の定数に基づき配置してまいります。区独自の発達障害支援アドバイザーを配置し、巡回指導教員への助言、特別支援教室の運営への支援をしてまいります。

18. さざなみ学校は存続させること。

（教育総務部）平成 25 年 3 月に報告のあった「大田区立館山さざなみ学校の今後のあり方に関する報告書」に基づき適切に対応してまいります。

19. 全ての保護者の負担軽減のため、小・中学校の入学祝い準備金を新設すること。

（教育総務部）新設は考えておりません。

20. 小・中学校の卒業アルバムを全員に無償配布すること。

（教育総務部）無償配布は考えておりません。

- ☆ 21. 小・中学校に都費事務員の 1 校 1 名配置を守るよう都に求めること。

（教育総務部）学校事務は、都費事務職員が 1 校 1 名配置、区費事務補助職員（非常勤）が 1 校 1 名配置の 2 名にて実施しています。

22. 全ての小中学校に読書学習司書（学校司書）を配置すること。

（教育総務部）すべての学科の基礎となる言語能力の向上を目指し、子どもの発達段階に応じた読書教育が行えるよう司書教諭を補助する読書学習司書を非常勤職員として小学校 20 校、中学校 10 校に配置しています。読書学習司書の配置について、平成 29 年度は、小学校 20 校、中学校 10 校を目安に配置してまいります。

23. 読書学習司書は非常勤ではなく、常勤雇用とすること。

(教育総務部) 想定される業務量からは常勤にはなじまないと考えており、他の地方公共団体においても非常勤により配置していることから、適切な判断であると考えております。

- ☆ 24. スクールソーシャルワーカーは常勤雇用とし、増員すること。

(教育総務部) 平成 26 年 4 月に初めて教育センターにスクールソーシャルワーカーを 2 名配置してから、3 年が経ちました。この間、28 年 5 月に 2 名を、さらに同年 10 月に 1 名増員し、現在 5 名と体制を強化しながら支援を行っております。

引き続き相談件数、稼働状況等を把握しながら、相談者を適切な支援に結び付けられるよう、必要な整備を進めてまいります。

25. 全国いっせい学力テストを中止するよう国に求めること。

(教育総務部) 本調査は、子どもたち一人一人の学力向上、教師一人一人の授業改善に資するものであり、中止を求める考えはございません。

26. 小・中学校で取り組まれている、総合学習・総合的な学習に講師を迎える場合、講師への謝礼金(1校あたり小学校 50,000 円、中学校 15,000 円)を拡充すること。

(教育総務部) 総合的な学習の時間の講師謝礼については、各校から提出される計画に基づき、予算の範囲内において配分しております。全体の予算執行実績を勘案し、29 年度は謝礼の拡充はいたしません。積極的に事業を活用する学校があれば予算の追加配分をする等の対応をしてまいります。

27. 小・中学校の必要な備品、消耗品は教育現場の要望に応じて各校への学校運営費を増額すること。

(教育総務部) 必要な備品、消耗品は、各学校が計画的な執行により購入しています。また、学校との協議により必要な予算を追加配当しております。

28. 小・中学校の印刷機は各校少なくとも 2 台以上設置すること。

(教育総務部) 小学校の大規模校には 2 台、中学校は全校 2 台設置しております。

29. 小・中学校のコピー機の枚数制限をしないこと。

(教育総務部) コピー機の印刷枚数は学級数を基準に必要な枚数を設定しております。

30. いじめ対策には、子どもの命最優先の原則を確立し、ささいなことに見えても様子見せず、教職員・保護者で情報を共有し取り組む環境を作ること。

(教育総務部) 6 月と 11 月に子どもの心サポート月間を実施し、区内公立小学校第 4 学年から中学校第 3 学年までの全ての児童・生徒に対して学校生活調査を実施しています。その結果、4 項目のストレス症状のうち、一つでも注意を要するものがあれば、担任、スクールカウンセラーが速やかに面談し、さらに、学校いじめ対策委員会等、学校組織として情報を共有し、今後の対応を検討するよう指導しております。

このほか、全小・中学校において、年間 3 回以上のいじめに関するアンケートの実施や、スクールカウンセラーが小学校第 5 学年児童及び中学校第 1 学年生徒に全員面接を実施するなど、児童・生徒が相談しやすい環境を作ることにより、心の安定や諸問題の未然防止及び早期対応に努めています。

また、メールによるいじめに対する相談窓口も開設し、直接教育委員会に相談できる体制を構築しております。

今後とも、「いじめ防止対策推進法」及び「大田区いじめ防止基本方針」等を踏まえ、定期的

なアンケート調査やいじめを訴えやすい学校体制等、いじめに関する通報及び相談を受ける体制の整備を進めてまいります。

31. 区内の小・中学校での体罰ゼロ宣言をすること。教育現場から暴力である体罰を一掃し、大田区教育委員会として、教育現場での意識改革を進めること。

(教育総務部) 校長会、副校長会において各校での服務事故防止研修の実施依頼をするとともに、初任者研修、10年経験者研修等において、体罰を含む服務の厳正について指導しています。児童・生徒の指導にあたり、体罰は学校教育法第11条により禁止されています。そして、すべての教員は採用にあたって法令順守を含め服務の宣誓を行っております。

大田区教育委員会としては、児童・生徒との信頼関係に基づく指導の徹底・充実など体罰の根絶に取り組んでいるところであり、改めて体罰ゼロ宣言をする考えはございません。

32. 義務教育である小・中学校の学用品、移動教室、林間学校、修学旅行、部活動など完全無償化すること。

(教育総務部) 小・中学校の学用品、移動教室及び部活動の一部については、個人が負担すべき費用であると考えています。

33. 私立幼稚園について

- ① 教育基盤の整備・強化を図る観点から、振興助成補助金の拡充をすること。また、保護者負担軽減措置をさらに拡充すること。

(教育総務部) 現行の助成額は、他区の実施状況と比較して遜色のないものと認識しておりますが、助成額につきましては、引き続き検討を進めてまいります。

- ② 園児の健康増進のための補助施策(現行 3,000 円)を拡充すること。蚊が媒介する病気を防ぐために、防虫装置設置への補助を行うこと。

(教育総務部) 現行の助成額は、他区の実施状況と比較して遜色のないものと認識しておりますが、助成額につきましては、引き続き検討を進めてまいります。

- ③ 子育て施策の一環である預かり保育に対する補助施策を拡充すること。

(教育総務部) 預かり保育の助成額につきましては、引き続き検討を進めてまいります。また、平成28年度から、新たに「長時間預り事業」を開始いたしました。受入れ定員に余裕のある園につきましては、この事業への御協力をお願いいたします。

- ④ 教育環境の維持向上のため、教材・園具に対する補助施策の拡充をすること。

(教育総務部) 現行の助成額は、他区の実施状況と比較して遜色のないものと認識しておりますが、助成額につきましては、引き続き検討を進めてまいります。

34. 郷土博物館は博物館法に基づき、館長には専任の課長職を配置し、内容を充実させること。

(観光・国際都市部) 同館の管理運営は本庁と密に連携し、効果的・効率的に行われており、着実に成果が現れております。引き続き、地域の文化資源を活用し、内容の充実に努めてまいります。

35. 区内文化財を保存し、公開すること。埋蔵文化財は大田区の宝です。開発により破壊はさせないこと。

(教育総務部) 区内文化財は、文化財保護法等に基づき、国や都とも相談・協議しながら調査等を実施し、保護・保存に努めています。公開については、所有者の了解を得ながら「文化財公開見学会」等の事業を実施しています。

埋蔵文化財は、事業者が土木工事等を実施する際、文化財保護法に基づく事前の届出の提出を求め、適切な指導・助言を行っています。工事等が遺跡に影響を及ぼすと判断される場合は、発掘調査を実施し、記録保存等による遺跡の保存と活用を図っています。

36. 社会教育団体の育成と活動を保障するために施設使用料の値上げをやめ、元に戻すこと。さらに減免制度を復活すること。

(企画経営部) 施設使用料の改定は、物価上昇率を反映した平成10年6月の一斉見直し以降、行っておりませんでした。この間、施設サービスに係るコストは変動しております。

施設使用料収入で不足する分は、区民の皆様からお預かりした税金で賄っている状況であることから、施設を利用しない方との公平性確保という点からも施設使用料の見直しが必要であると判断し、明確な算定基準の下、改正を行わせていただいたものです。

引き続き、施設サービスコストの縮減を図りながら使用料の額を定期的に算定し、必要に応じて改定を行うことで、受益者負担の適正化を図ってまいります。

37. 調布地域への体育館建設は「大田区公共施設整備計画(後期)」でも事業計画と位置付けられており、早期に実現すること。

(企画経営部、観光・国際都市部) 調布地区に体育館機能を設置することについては、「大田区公共施設整備計画(後期)」における計画事業として位置付けられており、重要な課題であると考えております。

現在、他の公共施設の活用などの観点も踏まえ、実現に向けて様々な検討を行っており、取り組みを進めてまいります。

38. 改定されたスポーツ基本法に基づき、大田区スポーツ推進計画は区民の権利を保障した「するスポーツ」を基本に計画し、施設の増設、指導員の増員など環境整備を進めること。

(観光・国際都市部) スポーツ基本法の理念を踏まえ、区はスポーツ推進計画において、「ライフステージに応じたスポーツの提供」、「スポーツを通じた地域力の向上」、「スポーツ環境の整備」の3つの柱を基本目標として取り組んでいます。区民の様々なニーズに応じて、「する」、「みる」、「支える」の3つの視点から施策を推進することが必要であり、それぞれの取り組みをバランスよく提供することが求められます。

こうした観点で、スポーツに親しみやすい、参加しやすい環境づくりや、指導者の養成・育成など、スポーツが区民の健康で豊かな暮らしにつながるよう取り組みを進めてまいります。

39. 大田区総合体育館は、スポーツ基本法・大田区スポーツ推進計画に基づき、利益優先の指定管理をやめ、興行優先から区民が利用しやすくするために規則を見直すこと。

(観光・国際都市部) 大田区総合体育館は、「する」スポーツをはじめ、トップリーグや国際試合を誘致し「みる」スポーツにも活かせる施設として設置しました。一流の競技や国際試合を間近に観戦することにより、スポーツへの関心、理解を深め、スポーツ参加の契機となります。今後も、区民サービスの低下につながることはないよう運営してまいります。

40. 少年野球場は子ども優先の原則を守りながら、未使用の時間帯は誰でも利用できるようにすること。

(都市基盤整備部) 少年団体の使用予定がない場合には、施設の維持管理上支障のない範囲で、少年団体以外の団体にも貸し出しております。

41. 大田図書館には指定管理者制度を導入せず、すでに導入された図書館は直営方式に戻すこと。

(教育総務部) 大田図書館については平成 29 年度も引き続き業務の一部委託により運営を行っていく予定です。また、現在、指定管理者により運営している 15 地域図書館につきましては、区民の方々からも好評をいただいております、引き続き指定管理制度により運営を行ってまいります。

## 九. 住民参加の区政運営と非核平和事業

1. 男女平等参画基本条例を区民参加で制定すること。条例にすることで基本原則も事業項目も明確になり区の任務が明らかになります。また、各審議会委員の女性の比率目標を現在 40%から 50%に引き上げること。

(総務部) 区は、男女共同参画社会基本法に規定する「市町村男女共同参画基本計画」として、平成 28 年度から 5 年間の計画期間とする「第 7 期男女共同参画推進プラン」の着実な推進に取り組んでいます。このプランにおいて、区が目指す姿や基本理念、それに向けての目標や課題、事業等を明記し、区民への周知を図ってまいりますので、現時点での条例制定は考えておりません。

また、審議会委員の女性比率については、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」では 30%以上とされていますが、同プランでは 40%という目標値を掲げています。引き続き目標達成に向けた取り組みを進めてまいります。

- ★ 2. 憲法九条の立場で非核日本宣言に賛同し、大田平和都市宣言基本条例を制定することで基本原則と事業項目が明確になります。核兵器廃絶・平和の施策を拡充し、非核・平和自治体等との交流をすすめること。

(観光・国際都市部) 平成 26 年度より 8 月を「平和強調の月」としており、今年度の平和都市宣言記念事業「花火の祭典」では、被爆地長崎の市長をはじめ、区民の皆様や区に縁のある著名人からいただいた平和のメッセージを花火玉に貼り付けた「祈り星花火」を実施するなど、平和事業を積極的に行っております。また、大田区は平成 22 年 6 月 1 日に平和首長会議に加盟しており、国内 1,655 の加盟都市（12 月 1 日現在）とともに平和への取り組みを進めてまいりたいと考えております。

3. 平和都市宣言の行事は、花火の祭典と記念式典に分け、式典を充実すること。

(観光・国際都市部) 大田区の「花火の祭典」は式典、ステージ演目、打ち上げ花火による構成で、平和の尊さを訴える平和都市宣言事業を記念する事業です。また、他で実施している花火大会とは異なり、区民と共に平和の大切さを実感し若い世代に語り継ぐ場として位置付け実施しております。今後も平和の祭典にふさわしい内容の式典になるよう事業に取り組んでまいります。

4. 同和対策事業は総務省通達に基づいて特別扱いせず一般業務として行うこと。相談活動の委託料は一般相談と同じ扱いにすること。

(総務部) 同和問題は、歴史的・社会的背景に起因した根深い差別意識に基づく専門性の高い人権問題であるため、その関連する相談及び啓発事業等については、今後も人権・男女平等推進課で対応してまいります。

なお、相談事業では、個々の相談対応に特段の配慮を要するため、引き続き、専門相談として実施してまいります。

5. 保育、介護、障害者等福祉施設での民間委託、指定管理者制度を導入した施設は、専門性と経験の継承、守秘義務が特別に要求される。区直営に戻すこと。

(企画経営部) 区は、平成 23 年 6 月に大田区アウトソーシング指針を策定しました。区は指針に基づき、「民間にできることは民間に委ねる」ことを基本に、多様な主体で区民ニーズに応える仕組みづくりを推進してまいりました。

ただし、行政の外部化については、安易な前例踏襲に陥ることなく、導入前後の効果測定や予算編成過程など、あらゆる場面を通じて検証を行い、「おおた未来プラン 10 年（後期）」に掲げる施策ごとの「5年後のめざす姿」の実現に向け最適な手法を検討しております。

## 十. 区民が利用しやすい施設について

- ☆ 1. 全ての区民施設を定期的に調査・修理・補修を行うこと。そのために専門職による体制を強化すること。

(企画経営部) 現在、施設保全課で建築基準法に基づく点検を行っているところです。今後も適切な点検を行えるよう体制を整えてまいります。

また、点検により修理や補修が必要なものに関しては、適切に対応してまいります。

- ☆ 2. 区民施設の改修については、分離発注を行うこと。

(企画経営部) 公共工事においては、建築・電気・機械と業種ごとの発注など入札参加機会の確保に努め、工事に最適な業種で発注するよう進めてまいります。

3. 消費者生活センター集会室及び特別出張所付属集会施設を他の区民集会施設同様に利用時間を午後 10 時まで延長し、また、音響設備と空調設備を改修すること。

(地域力推進部) 利用者および近隣住民の方の要望も様々あり、消費者生活センター集会室や特別出張所付属集会施設の夜間利用は、午後 5 時 30 分から 9 時 30 分まで、老人いこいの家などその他の施設が午後 6 時から午後 10 時までの 4 時間の利用区分となっております。引き続き、各施設の利用時間の範囲内で、ご利用いただきたいと思います。また、音響設備と空調設備につきましては、引き続き適切な管理を行ってまいります。

4. ゆうゆうクラブ（老人いこいの家）について

- ① ゆうゆうクラブの廃止計画を撤回し、増設すること（特に西六郷、西蒲田、東矢口、南蒲田、大森南）。昼では座りにくい方への机・椅子の拡充をすること。壊れたままのマッサージ機、カラオケ機器などすぐに利用できるようにすること。

(福祉部) 老人いこいの家の新規開設の予定はございません。和室用の椅子については、平成 25 年度に購入し各館に設置しました。

また、各機器の利用状況や必要性など考慮し、措置が必要な場合は、対応を検討していきます。

- ② 入浴については浴槽を残し、シャワーのみにしないこと。洗髪禁止の制限しないこと。

(福祉部) 老人いこいの家の浴室は、軽体操や踊りなど体を動かした後に軽く汗を流すために設置しておりますので、この趣旨に沿った利用をお願いいたします

- ③ 本来の目的を果たすため、シニアステーション事業はやめること。

(福祉部) 地域包括ケア体制に向けて、高齢者の元気維持・介護予防から、最適な介護サービスへの切れ目のない支援を提供するための事業であり、やめる考えはありません。

- ★ 5. 区営住宅の申し込み倍率は 30 倍以上になっており、1,000 戸以上不足している。これに見合った区営住宅の確保をすすめること。特に単身者用の住宅を確保すること。また、若年世帯向けの優遇制度を子どものいない世帯にも適用すること。

(まちづくり推進部) 区営住宅の新たな供給は考えておりません。単身者用住宅の確保については、平成 24 年度から、40 ㎡未満の住宅を単身向として募集しています。

若年世帯向けの優遇制度については、平成 24 年度の空き家募集から、同居親族全員が 40 歳未満で、小学生以下の子が 2 人以上おり、団地自治会における共同部分の維持管理など、団地の環境整備に積極的に協力できる場合には、若年ファミリー世帯として優遇抽選の対象としています。

6. 公営住宅に入れぬ低所得者世帯・若年世帯等に 6 万戸ほどの空き家の活用を区は求めているが、家賃が高いので、家賃補助をすること。

(まちづくり推進部) 住宅政策の取組みとして、家賃補助制度を創設する予定はありません。

7. スポーツ健康都市宣言をした大田区にふさわしく、文化、スポーツの活動場所である文化センターを各出張所地域に 1 ヶ所以上つくること。

(地域力推進部) 文化センターの設置は、それぞれ歴史的経緯もあり、現在有効に利用いただいております。さらに増設して、文化センターを設置する計画はありません。

8. 区内の公共施設のバリアフリー・段差解消のため、エスカレーター・エレベーターの設置を、施設の改築等の機会を捉えて設置を進めているが、早急に計画を作り、設置工事を行うこと。

(企画経営部) バリアフリーに関する法・条例に基づき、施設の改築等の機会を捉えて設置を進めてまいります。

9. 全ての公共施設に無料の WiFi アクセスポイントを整備し、有線 LAN も整備すること。

(観光・国際都市部) 区は、平成 27 年 12 月 1 日から、無料 Wi-Fi サービス(OTACITY FREE Wi-Fi)を開始しました。設置場所は、駅前広場周辺(JR 蒲田・大森、京急蒲田 6 エリア)及び、区主要施設(本庁舎、観光情報センター、アプリコ、総合体育館など 15 か所)です。また、区内の民間店舗に既に設置している無料 Wi-Fi に対して「OTA CITY FREE Wi-Fi」への参加を依頼し整備してまいりました。

今後は、無料 Wi-Fi の維持・継続に努めてまいります。

- ☆ 10. 地下にある区民施設など、携帯電話の電波が届きづらい集会室があるので、改善を行うこと。

(企画経営部) 本庁舎地下や地下に集会室等がある施設について、それぞれの施設管理者が現状を把握し、アンテナ設置の必要性があると判断した場合は、改善に向けた支援を速やかに行ってまいります。

(地域力推進部、観光・国際都市部) 大森スポーツセンターの地下については、携帯電話の会社ごとに電波の状況が異なり、一部の会社の電波は弱い場合がございます。大田区総合体育館の地下はトイレなど一部のエリアを除き携帯電話の電波は通じる状態です。文化施設ではコンサートホールの防音性や遮蔽性の観点から電波が入りづらい構造となっています。しかし、大田区民ホールアプリコでは地下施設への電波改善を目的に一部携帯会社の屋内アンテナ設置を行い環境整備しています。今後も区民センター、文化センター等の区民施設においても、施設の性質を考慮するとともに誰もが使いやすい施設となるように努めてまいります。

## 十一. 不要不急の大規模開発計画をやめ、区民のための施策に転換を

- ★ 1. 新空港線「蒲蒲線」事業は多額の税金投入となるため、白紙撤回し、積立金は区民施策に活用すること。

(まちづくり推進部) 新空港線「蒲蒲線」の整備は、大田区内の移動利便性の向上、おおたのまちづくりへの寄与、羽田空港へのアクセス強化、広域交通ネットワークの形成、緊急時の迂回ルートの確保など、多大な効果が期待され、大田区及び東京圏全体の発展のために必要不可欠な事業です。

平成 28 年 4 月に出された国の答申において新空港線は高い評価を受けました。この答申を受けて、現在合意形成に向けて関係者で話し合いを進めております。

基金の積立は、合意後速やかに事業化するために行なっており、後年度の財政負担軽減にもつながります。引き続き、新空港線「蒲蒲線」の早期実現を目指してまいります。

- ★ 2. 羽田空港跡地は都が購入し区税を投入しないこと。多額の税金投入となる整備計画を中止し、区民のための多目的広場や森林公園計画を進めること。

(空港まちづくり本部) 平成 22 年 10 月に羽田空港移転問題協議会が策定した「羽田空港跡地まちづくり推進計画」において、大田区が過去の経緯を踏まえて取得する方向で検討する、と示されております。平成 27 年 7 月には区が策定した「羽田空港跡地第 1 ゾーン整備方針」において、世界と地域をつなぐ「新産業創造・発信拠点」を形成すると位置づけました。

これらの計画類においては、パブリックコメントを実施し、区民の皆さんのご意見等をいただきながら策定に取り組みました。

空港跡地は、高度なものづくり技術を有する中小企業が集積する京浜臨海部に位置し、24 時間国際拠点空港である羽田空港に隣接するなどの優れた立地特性を活かした、この場所でしかできない取り組みが求められます。国内外から企業・人材・情報呼び込み、交流させることで、区内中小企業にとってもビジネスチャンスが広がることが期待されます。

区内産業をはじめとした地域経済の活性化、日本の国際競争力強化への貢献等、区ならではの地方創生をめざし、跡地第 1 ゾーンの整備事業を進めてまいります。

- ★ 3. 京急蒲田、糀谷、雑色駅前再開発計画は、デベロッパーに巨額の利益を与えるとともに住民が戻れない追い出し計画である。雑色駅再開発計画は中止し、住民本位の住み続けられ、営業し続けられるまちづくり計画に見直すこと。

(まちづくり推進部) 京急蒲田、糀谷、雑色駅では、京浜急行線連続立体交差事業を契機として、それぞれの駅の周辺住民によるまちづくり組織が設立され、地権者の合意に基づき再開発・共同化が進められております。雑色駅におきましても、雑色駅周辺まちづくり研究会を中心にまちづくりの検討が進められており、区は引き続き、この活動を支援してまいります。

- ☆ 4. 中央防波堤埋立地の帰属は、紛争ではなく話し合いでの解決を図ること。問題が解決した後は、区民、都民の憩いの場として活用すること。

(企画経営部)「中央防波堤埋立地の大田区への全島帰属を求める決議(平成 28 年 3 月 25 日 大田区議会)」を踏まえ、引き続き、適切に対応してまいります。

## 十二. その他

- ★ 1. 個人情報がかさされるマイナンバー制度は中止を国に求めること。

(企画経営部) マイナンバー制度は、国民の利便性を向上し公平公正な社会を実現する基盤です。区としては、制度の趣旨を鑑み安全性に配慮しつつ粛々と取り組んでまいります。

2. 区の職員削減計画をやめ、指定管理者制度や民間への委託などの見直しを行い、区が責任を持って保育・介護・建設・学校・障害施設で働く職員は正規職員で対応すること。

(企画経営部) 区は、健全で安定した行財政運営を継続しつつ、おおた未来プラン10年(後期)をより着実に推進し、同時に新たな行政課題に的確に対応することを目指しています。そのためには、最少の経費で最大の効果を発揮できる効率的・効果的な組織の実現を図ることが必要です。

大田区職員定数基本計画では、アウトソーシングなどの内部努力を計画的に進め、これにより確保した人員を優先度の高い施策に振り向け、適正な職員配置に努めることとしています。今後も、アウトソーシングによる成果の十分な検証を行い、その効果的な活用を進め、区民サービスの向上につなげてまいります。

3. 法令違反の疑いのある窓口業務委託は中止し、職員で対応すること。

(企画経営部) 窓口業務委託につきましては、平成23年6月に策定した「大田区アウトソーシング指針」に基づき、外部への委託に際し、公権力の行使にあたる業務や政策の企画立案など区が自らの判断を要する業務の有無などを含め、委託する業務と区職員が責任をもって担う業務を明確に区分するとともに、導入の妥当性について検証することを徹底しているところです。加えて、予算編成、決算作業など、あらゆる機会を捉えて、外部委託の導入の適否、導入後の検証を行い、業務の改善に向けた取り組みにつなげているところです。

外部委託の導入後におきましても、事業責任者を通じた指揮命令を遵守し、区の考えを的確に反映できる体制を整備するとともに、定期的な検証を通じた契約内容の適切な履行を担保することとしております。

- ★ 4. コミュニティバスを福祉目的に位置付け、他の交通不便地域(9ヶ所)に拡大すること。また、試行運転中のコミュニティバスの料金をワンコイン(100円)に引き下げ、シルバーパスも利用できるようにし、運行間隔の短縮、運行時間を更に延長し、また、住民の要望に沿ったルート変更や、蒲田駅までのルート拡大などを行うこと。

(まちづくり推進部) コミュニティバスは、交通不便地域(10ヶ所)の解消を目的に平成21年10月から矢口地区で試行運行を実施しております。今年度は移動実態調査や区民アンケートを実施しており、これらの調査を通して、これまでの取り組みを評価・分析しながら整理してまいります。

5. 品鶴貨物線に旅客列車運行を行い、羽田空港・京浜島・城南島など区内臨海部に新駅をつくり、交通不便地域解消を図ること。

(まちづくり推進部) 当該路線は、平成12年に神奈川県、横浜市、川崎市、東京都、大田区、品川区の沿線自治体で協議会をつくり、今日まで検討を継続しているところです。

また、昨年(2023年)の国の交通政策審議会答申第198号において「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」の1つに位置づけられ意義と課題が示されました。この答申で示された課題について、引き続き、協議会の中で取り組んでまいります。

- ★ 6. 労務単価引き上げが行われたが、現場労働者の賃金に反映されるよう、公契約条例を制定する

こと。

(総務部) 公契約条例については、他自治体の動向、条例制定に至った経緯や課題など、調査研究しているところです。

区として適正な労働環境を確保し、公共サービスの質の向上を図るには、区としてどのように対応することが適切か、庁内検討組織の中で更に議論を深めてまいります。

- ☆ 7. 選挙公報は新聞折込やファミリーマート店頭などに備えるだけでなく、おおた区報と同様に全戸配布すること。

(選挙管理委員会事務局) 大田区選挙管理委員会では、選挙公報の配布については、公職選挙法第 170 条の規定に基づき、選挙期日の 2 日前までに新聞折込により配布し、併せて区施設、公衆浴場、コンビニエンスストア、新聞販売店、JR 等の駅庁舎等、286 か所に選挙公報を備え置き、配布を補完する措置を講じております。また、区のホームページにも掲載するほか、新聞未購読の方などから希望があれば、個別にお届けしております。ホームページに掲載することにより、苦情は減少しており、ご連絡いただいた場合にもご納得を得られやすくなっているのが現状です。

区選管ではこれまで選挙公報の配布方法について、他区と対応方法などをふまえて検討してまいりました。

23 区のような都市部においては、その特性として人口の流動が著しく、居住の把握が困難なこと、住居の所在が分かりにくい場合があることなどから、戸別配布実施区でも、常に配布漏れが発生して、「届かない」との苦情が寄せられている状態にあります。

またマンションでは、セキュリティ管理のためやチラシと同類と認識されることなどから、立ち入りや配布を拒まれたり、更に非居住住戸等に配布された場合には、そのごみ処理や放火の危険性などについて近隣や家主等から苦情が来るなどしています。

東京都選挙管理委員会平成 26 年 2 月に執行された東京都知事選挙に関し世論調査を実施し結果、選挙公報を目にした方は各戸配布で 54.0%、新聞折込で 53.7%と、配布方法による大きな差は見られず、認知度に差はありませんでした。

大田区で戸別配布をする場合の経費は新聞折込の場合よりも 910 万円ほど増となるとの試算もしているところです。

新聞折込は 1 日という短期間で配布できる利点がありますが、各戸配布では 3 日程度の時間を要します。特に区議・区長選挙においては、選挙期間が 1 週間と短いため、特に迅速性が求められています。

以上のことから総合的にみて、冒頭に記した現在の大田区の方法の方が、戸別配布よりもより良い方法であると考えます。

- ☆ 8. 福島原発事故による避難家族が居住している施設の家賃補助が 2017 年 3 月に打ち切りとなる予定なので、国に延長を求めること。打ち切りとなった場合は区が支援すること。

(総務部) 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与期間については、現地の復興状況等に応じて被災自治体が国と協議して決定することとなっており、区はこれまで同様に、避難指示によりいまだに故郷に戻りたくても戻れない世帯に対して、支援を行ってまいります。

- ☆ 9. 保育料や区営住宅使用料などについて、寡婦(夫)控除のみなし適用を大田区独自に行うこと。

(企画経営部) 区はこれまでも、ひとり親をはじめ、子育てをする上で、経済的困窮など、困

難な状況に陥りやすい家庭に対し、様々な支援を実施してまいりました。

全ての子どもが生まれ育った環境に左右されず、健やかに育つことができるよう、今後も引き続き、様々な施策展開に取り組むとともに、国の動向を注視し、他自治体の状況も把握しながら、みなし寡婦控除についても検討を行ってまいります。

なお、区営住宅使用料につきましては、法令改正により、未婚のひとり親世帯に対し、本年4月から寡婦（寡夫）控除と同様の控除が適用開始となります。

☆ 10. 離婚調停中で別居中のひとり親家庭の保育園保育料は、ひとり親の所得で算定すること。

（こども家庭部）離婚調停中であっても保護者の扶養義務は継続しているものと解しますので、最終的な結論に至るまでの間は原則的な対応を取らざるを得ないと考えます。

しかしながら、DV避難のようなケースにつきましては、個々の状況に合わせ対応しております。

以 上



### **日本共産党大田区議団**

144-8621 東京都大田区蒲田 5-13-14 大田区役所内

TEL 03-5744-1477 FAX 03-3730-3447

ホームページ <http://kugidan.jcp-ota.jp/>

メールアドレス [kugidan@jcp-ota.jp](mailto:kugidan@jcp-ota.jp)

ご意見・ご要望をお寄せ下さい。